

地方行政委員會議録第六十五号

(一〇五九)

昭和二十七年六月九日(月曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事 野村專太郎君 理事 吉田吉太郎君

理事 床次 徳二君 理事 門司 亮君

飯塚 定輔君 生田 和平君

池見 茂隆君 大泉 寛三君

門脇勝太郎君 佐藤 親弘君

前尾繁三郎君 山本 久雄君

龍野喜一郎君 鈴木 幹雄君

藤田 義光君 大矢 省三君

立花 敏男君 八百板 正君

大石ヨシエ君

出席政府委員

国家地方警 齋藤 昇君

国家部長官 齋藤 昇君

国家地方警 谷口 寛君

国家部長官 谷口 寛君

国家地方警 柴田 達夫君

国家部長官 柴田 達夫君

国家地方警 柏村 信雄君

国家部長官 柏村 信雄君

国家地方警 橋本 寛敏君

国家部長官 橋本 寛敏君

国家地方警 有松 昇君

国家部長官 有松 昇君

国家地方警 長橋 茂男君

国家部長官 長橋 茂男君

委員外の出席者

参考人(東京都特別区公安委員長) 橋本 寛敏君

参考人(東京都特別区公安委員長) 橋本 寛敏君

参考人(東京都特別区公安委員長) 橋本 寛敏君

参考人(東京都特別区公安委員長) 橋本 寛敏君

参考人(東京都特別区公安委員長) 橋本 寛敏君

参考人(東京都特別区公安委員長) 橋本 寛敏君

参考人(東京都特別区公安委員長) 橋本 寛敏君

参考人(東京都特別区公安委員長) 橋本 寛敏君

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)

集团示威運動等の秩序保持に関する法律案(内閣提出第二三六号)

金光委員長 これより会議を開きます。

警察法の一部を改正する法律案及び集团示威運動等の秩序保持に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

金光委員長 ただいま日本共産党の立花敏男君より委員長を信任せずという、委員長不信任の動議が出ております。御承知のように不信任案はあらかじめ案件に先立つて審議することになっておりますので、私はこの席を譲りたいと思ひます。

金光委員長 退席、床次委員長代理(斎藤 昇君) 私が委員長の指名により暫時委員長の職務を行います。立花君より委員長不信任の動議が提出されましたが、警察法の一部を改正する法律案及び集团示威運動等の秩序保持に関する法律案について参考人より意見聴取のため、一時撤回する旨申出がありましたので、さようとりはか

金光委員長 この際お諮りいたしますが、両法案につきましても、参考人として特別区公安委員長橋本寛敏君より

御意見を承ることをいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

金光委員長 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

金光委員長 御意見を承ることを願ひます。

各一部を改正すべきであるというよう
な意見もつけ加えてあるのでございま
すが、この全国自治体公安委員会連絡
協議会臨時大会の決定に対しては、ど
ういう御意見を持っておられますか、
お聞かせいただきたいと存じます。

つてどういう被害を受けるというふう
にお考えになつておるか、それを具体
的に示し願いたいと思ひます。

○橋本参考人 東京特別区公安委員会
では、この決議と同調する考えを持っ
ております。

○立花委員 橋本さんにお尋ねいたし
ますが、民主警察の建前上、警察法の
改正に反対だと言われたのですが、民
主警察といふことをどういふふうに理
解すればいいのか、承りたいと思ひま
す。

○橋本参考人 私どもは警察法の前文
に掲げてあります事柄が、民主警察の
趣旨をうたつたものと理解します。

○立花委員 警察法の前文には民衆に
属する主権を組織するための警察法だ
というふうに書いてあると思ひますが、
そういうことは、警察の持つてゐる
権利は、人民の管理に属してゐる
ものだ、そういう意味で、その組織な
り運営なりに関しましては、人民がこ
れをやるべきである。従つて人民の代
表としての公安委員会がやるべきであ
る。しかるに今度は、政党の總裁であ
り、行政官である総理大臣がやろうと
してゐる、こういうところに根本的な
矛盾があり、根本的な反対の理由があ
るのだというふうに解釈いたしてよろ
しゅうございませうか。

○橋本参考人 そう私は思ひます。

○立花委員 そういたしますと、理念
的には反対の理由はわかつたんです
が、現実の問題として、そういうふう
に非民主的な警察になれば、どういふ
ふうな不合理が生じ、人民がそれによ

も實際の上でも、これは不当であると
いうことは明白なんです、公安委員
のあなたですら、そういうふうにはつ
きりと御認識になつてゐるものを、な
ぜ政府が強行しようとしてゐるのかと
いうことについて、御意見がありまし
たら、ひとつ伺いたいと思ひます。

○橋本参考人 それについてはわかり
ません。

○立花委員 これは言論の自由なこ
ろでございまして、あなたも責任のあ
る公安委員という、国民の代表として
の地位にあられるので、忌憚のない意
見をお吐きになるのが、それこそ民主
警察を確立する基礎になるのではない
かと思ひますので、勇敢にひとつ発言
を願ひたいと思ひます。

○橋本参考人 勇敢に申すと思ひま
しても、そうでもあらう、こうでもあ
らうというふうなことを言つても、これ
はしようがないことでありまして、た
だかつての日本の状態と今日の状態を
比べてみれば、かなりいろいろの点に
おいて違ふことは、これは一般の国民
の常識として明白であると思ひのであ
ります。私にそのこまかなことを申せ
とおしやつても、長々と申しまして
も、下手な長談議になりますから、こ
れは申さない方がよろしいのじやない
かと思ひます。

○立花委員 あえて答弁を求めませ
ん。下手な長談議でも言つてもらえ
ばいいのですが、やはりそういうところ
に、警察がほんとうに民主化しない原
因があるということ、御自覚願ひた
いと思ひます。

それから最後に聞いておきますが、
これはこの間からこの委員会でも問題
なつておりますが、警察の持つており

ます武器が、一体どこから警察が入手
して来たのか、一体日本の国家のもの
であるか国家のものでないのか、こ
ういふことが明白でないわけですか。こ
ういふ問題についてどうお考えになつ
てゐるか。それから、この問題は公安委
員会の重大な問題の一つだと私は思
ひますが、先ほどから言つておりますよ
うに、人民のための警察をおあずかり
になつており、しかもその警察官の持
つておる武器が、一体どこから来たの
か、どこから来たのかかわらないとい
うことは、公安委員会としてもこれに
困りになるのだらうと思ひますが、そ
の問題をどういふふうにお考えになつ
てゐるか承りたいと思ひます。

○橋本参考人 どうも、二、三日前に
なつたといふことを申し上げまして申
訳とするのは、まことに心外でありま
すが、私数日前に公安委員長になりま
したので、あるいは公安委員長に選ば
れたのも、二箇月前のことでありま
して、その武器と申しますか、警察官
の装備がどこから発生したかなどとい
ふことについては、まだ知つておりま
せん。そういう問題が、なるほどそれ
は意義のあることであるといふやうな
ことを、今あなたの御発言によつて知
つたやうなものであります。今後調
べてみようと思ひますが、今ちよつと
考えましたところでは、どこから来た
かといふよりも、一体そのものが確か
にいいものであるか、使えるものであ
るかどうであるかといふことが、一番
大切なことのように私は思つておるの
であります。しかしそれがどこから
来たかといふ、その理由をただすとい
ふやうなことなども、またいろいろの
意味で意義があるものだとすれば、そ

ういふこともまた興味ある問題であ
りますから、今後調べてみようと思
つております。きようはこれくらい
に……。

○立花委員 公安委員長は、この問題
はやはり公安委員会の問題として、十
分究明する必要があるとお考えになつ
ておるのかどうか。知らないとおし
やつておられますが、知らないまま
で公安委員会としての職責が果せると考
えになつておるのかどうか。私はこの
ピストルがよいピストルであるか悪い
ピストルであるか、これが人が殺せる
か殺せないかといふことは、問題じや
ないと思ひます。ピストルが非常に
ついで、人がどん／＼死んでおるとい
うことは実証されておりますので、こ
れは公安委員長にためしてもらふ必要
もないと思ひますが、そういう恐ろ
しい武器がだれの手から、どういふ経
路で警察官の手に渡り、それがどん／＼
公然と、白晝使われておるのかとい
ふことが、私はむしろ公安委員会として
問題じやないかと思ひます。

○橋本参考人 そういふやうなこ
とは、私どもこれまで考へていなか
つたことではあります。ピストルは確
かに不発しないいい弾丸を飛び出さ
せる、そういう武器でありますから、そ
ういふことは、これは大切なことだ
と思つておりますけれども、どこから
来たかといふやうなことは、尋ねた
だすことについて、興味を感じてお
りませんでした。〔興味じやない、責
任だ〕と呼ぶ者あり。それでもしあ
なたのやうなことをおしやる方があ
るとすれば、そういうこともやはりこ
れから調べておく必要がある、そうい
ふに思ひます。

「責任を持つてやれ」と呼ぶ者あり

○金光委員長 静肅に願います。

○橋本参考人 それで今後それについて勉強します。

○金光委員長 門司君。

○門司委員 私はきわめて簡単に、今の警察法と違ひます集團示威運動のことについて、ちよつとお伺ひしたいと思ひますが、この法律によりまして、七十二時間前に届出をして、そして二十四時間前にいづ／＼なことを公安委員会が示唆する、こういうことになつております。實際上の示威運動の秩序をどうするかということは、非常に問題でありまして、同時にまた治安關係からいへば、当然公安委員会として、何らかの方法で、事前に知つておきたいということも、私は公安委員会の立場からいへばいえると思ひます。従つて問題になりますのは、この七十二時間前に届出をして、そして二十四時間前に示唆しなければ、どうしてもこういうものについて、公安委員会としては処理ができないかどうかということですが、端的に言いますと、私はこれは届出だけでもよいじやないか、あるいは十二時間前でも、あるいは六時間前でも、どこでどういふことがあるというところさえわかればよいじやないか、それ以上のことは必要がないじやないか、というふうな考えを持つておられますが、七十二時間前でなければ悪いというふうにお考えになつておりますか。

○橋本参考人 その問題は、二日前か三日前かという問題であります。が、やはり簡単な場合もあり、込み入つた場合もありますので、三日すなわ

ち七十二時間の方が便利であると考えております。

○門司委員 もう一つ聞いておきたいと思ひますのは、七十二時間というところになりますと、実際の運営の上においては、いづ／＼私どもの立場からいふと支障ができるわけでありまして。たとえば一つの工場で争議があるといったしますと、その争議の人間をどこに集めるかということが、なか／＼問題であります。従つて普通の場合でありますると、会社の講堂を使うとか、会社のどこかを使うというところでもできると思ひますけれども、争議の場合等は、場合によりましては会社の中にもちよつと入りにくいということもありまして、いやが／＼でも屋外で集会をしなればならぬこともあります。そういう場合に経過等の報告もしなければならぬので、緊急の事態が必ず起ると思ふ。そういう場合に三日前に届出なければならぬといふことになりまして、事実上の会合はできない、こういうことになると思ひます。そういう不便が出て来ます。この辺をどういふふうに調和すればいいかということについて、お考えでもありませんか、お聞きかせ願ひたいと思ひます。

○橋本参考人 これはそうあらねばならぬというよりも、むしろその方が便利であるというふうな理解しております。

○門司委員 もう一つは、この次の問題の、二十四時間前にいづ／＼なことを示唆するというところであります。二十四時間前に示唆を受けるということになつて参りますと、しかもこの法律によりまして、人員を制限したりある

いは場所を変更したり、こういうことになりまして。屋外の集会をしようといふたします場合には、大体ボスターや何かで一応宣伝もいたします。それからこの中に二つのものが含まれておりまして、先ほど申し上げましたように、限られた範囲の人員を集めるといふこと、これは割合によくできると思ひます。ところが限られた範囲でありまして、たとえば労働組合が、メーデー等のごときになりますと、幾つかの労働団体にこれを知らせなければならぬ。さらに人員も制限されるということになりますと、またこれも一応集まつて話し合いをしなければならぬといふことになつて参ります。二十四時間前ということになります。なかつた、示唆された時間によつては、なかつた話し合いができないと思ふ。ことに場所をかへるとか、あるいは人員を制限するとかいふことになつて参ります。事実上の運動ができない、こういうことになりはしないかと思ふ。従つてこの二十四時間前というのに対しては、そういう不便が出て来ると思ひます。これに對してどういふお考えをお持ちになつておられるか。

○橋本参考人 今の御質問は、二十四時間前ではお過ぎるから、もつと早く許可をすればよろしいというのか、二日前に届出で、その日に即刻その届出を受けたというのを知らせればいいというお考えですか。

○門司委員 よくのみ込めないようです。すから、もう一応お話をいたしておきますが、先ほど申し上げましたような非常な不便がありますので、もう一度端的に申し上げますと、これは届出だけではないのに、事実上の許可制であり

ますから、許可になつて参りますと、そういう問題が出て参ります。従つて届出制なら届出制だけでいいのであります。が、この二十四時間前に示唆するといふのは、事実上二十四時間前の許可制でありまして、法律の條文には届出と書いてあります。法律上の運営においては許可制といふことがはつきりして居る。従つて二十四時間前の許可制では法律にごまかしがあるものであります。届出なら届出だけでない、さつき申し上げましたような理由で、實際上の運動もできないならば、集会もできないといふことになると思ひます。これは届出だけで処置ができるものじやないかと私は考へております。が、やはり二十四時間前の許可制にしなければならぬといふお考えであるかどうか。

○橋本参考人 これは許可ではないのでございまして、届出を受けたということを通じて、届出を受けたというものが、もし危険なものは、公安に害のあるものであつたならば、注意をするとか、なかつたかどうかがあつたといふ方法によらなければならぬのではないかと思ひます。

○門司委員 私がそういうことを聞いておりますのは、二十四時間前に指示を受ける事項をいたしましては、ここに書いてありますように「当該集團示威運動等の開始若しくは終了の日時若しくは実施場所の変更を命じ、又は参加人員数の制限を命ずることができ、」と書いてありますので、たとえば日を変更することができるといふことになりまして、なか／＼容易なもの

ではありません。それから同時に時を変更することができ、実施の場所も変更を命ずることができ、こういうことになつておられます。しかもこれには「実施場所の変更を命じ」と書いてあります。これは明らかな許可であります。相談することでも何でもない、命令するということでもあります。

従つてここにこういう字句を使つておられます以上は、これが許可制でないとはどんなことがあつても言えないと思ひます。さらに参加人員の制限も命ずることができると書いてある。これは明らかに許可制であります。この許可制で、法文には前段において七十二時間前に届出をする、そして二十四時間前にこれを許可するといふのが、この法律の正しい解釈だと思ひます。従つて許可制といふことになつて参りますと、事実上さつき申し上げましたような運動はできない。それから時日を変更するといふことになつて参りますと、これも非常に大きな問題であります。御存じのように、示威運動といふものはただ単に無計画に行ふものではない、まして、一つのものに關連いたしまして、たとえば破防法にいたしたしても、これの反対示威運動をするにしても、やはり効果的に考えれば時日が非常に問題であります。法律が通つてしまつたあとで、示威運動をやつてみてもしかたがありません。従つて示威運動をやるについては、時日の変更といふことは非常に大きな問題であります。こういうものを命令できることのできる、命ぜられるといふことになつて参りますと、事実上できないといふことであつて、許可されても、それが効果のないようになつて許可さ

れたのでは、しょうがありません。従つて実際にはこの禁止規定にひとしいようなものだと、われ／＼は極端に解釈すると、そうなりますが、どうしても命令でなければいけないのですか。話合ひというわけには参らぬのでしようか。

○橋本参考人 これは許可という文字は使つてないのでありますが、危険な場合にはかえろと注意して命じるわけでありまして。先ほどから伺つておられますと、届出たらそのままにして、すぐもらつたと云つて帰して、そのままでいいじやないかというお話であります。が、そうすれば公安委員会なんというものはあつてもなくてもいいので、どういう性質のものだか調べるもしないで、ただ受取つた、さようならというのでは、私もあつてもなくてもよろしいという事になると思ひます。やはり時を要して、少くとも一日くらいは考へてみまして、ほんとうにこれは有害か有害でないかという事を考へまして、それからいただくましたという事を返事をするわけでありまして。

○門司委員 どうもあなたの意見と私どもの物の考へ方がちよつと違ひます。私も、憲法で規定されておりますように、一切の自由は許されていふと思ひます。しかし社会の秩序というものは保持しなければならぬという事から考へて参りますと、公安委員の方で、自分の管内のどこでどういふことが行われておるか知つておく必要はあると思ひます。ことに最近のように社会的にこういふごた／＼があると困ると思ひますが、そういう問題の起るようなことがどこで行われているかと

いうことを知らないというわけには行かない。従つてそれを知つていさえずれば、あとは警察の方の取締りの関係もありまして、いろ／＼なことで処置できるのじやないか。ところが事実上はこれは命令である。「命じ」と書いてあります以上は命令に違ひないのであります。従つて許可制であるということに間違ひはないのであります。この許可制にしなければならぬということになつて参りますと、公安委員の考へ方が非常に公明である人がおいでになれば、それでいいのでありますけれども、少しわれ／＼の考へ方と違つた人のおいでになるということになると、なか／＼スムーズに行かぬと思ふ。そうなつて参りますと、どうして非法法の運動に流れやすかと思ふ。

○橋本参考人 私はまつたくずぶのしろうとでありまして、私が公安委員になつておりますのは、国民の常識と申しましては口はばつたのであります。が、常識あるいは国民の感覚と申しますか、大多數の国民の感覚、常識というものを警察の活動に反映させたいと思つて精進しておるのであります。従つてどういふ運動が起るかといふことがありまして、ときに、努めて弾圧というやうなものとほど遠いやうな形をもつて、それを親切に取扱おうと思つて、私たちは公安委員になつたのであります。しかしそれにもかかわら

ず、ただめくら判を押すと申しますか、ただ受取つて、はいといつたやうなことは、私どものせつ／＼公安委員になつたその責任を全うしないと思ふのであります。従つてある時をかりしていただきまして、そうしてなるほどいといつて、その受取つた通知をするというのが、いいのではないかと私は思ふのであります。

○金光委員長 藤田委員。

○藤田委員 橋本さんがずぶのしろうとと言われまして、現在の警察法の趣旨からも、ずぶのしろうとの円満な常識を警察の運営に反映したいといふところから、警察官の前歴のある人を委員から除外しております。そういう観点から私はきわめて常識的な問題を二、三伺ひしたいと思ふのであります。

まず第一は、世界各国の首都警察を見ますと、ほとんど全部国家警察でございまして、ところがわが国におきましては、完全な自治警察になつております。東京の自治警察というのは、世界共通の事例に對しまして、まつたく特異な状態でございます。ところが先般青木国家公安委員長も、どうかの新聞へ書かれておりました通り、警察法を改正する以上は、民主主義を守らなければならぬ。国際間の誤解を起すやうな警察制度をつくつてはいかぬ。それから破壊活動、暴力行動等に対して十分対処し得るやうな警察制度でなければならぬといふやうなことを述べておられました。ところが東京の治安は、御存じの通り全国的治安の中心でございまして、在外公館も多数ございまして、またここには国民の象徴たる天皇もおられるし、いろ／＼な観点からして特殊

な治安態勢が必要でございますが、せつ／＼特別区の公安委員長になられまして橋本さんは、監視官の性格と申しますか、能率的な運営に關して、現状のままでいいとお考へになりますか。たとえば世界各國の共通の態勢である国家警察に移行したいとして、首都警察といふものを確立したい方がいいといふふに考へられておりますか。この点はしろうとのお考への方が、私は正確な結論が出るのではないと思ひますのでお伺ひいたします。

○橋本参考人 それではしろうとの感覚を申し上げますが、世界各國の、ロンドンはどうか、どこがどうかといふことをいひましても、そういうところはみな歴史的の成立ち、伝統があつて、そういうふうになつておると思ふのですが、わが日本は世界に類のないやうな憲法までつくりましたので、世界の他の首都と同じでなくとも、民主主義といふものが徹底すればよろしいと思ひます。

「委員長退席、吉田委員長代理着席」

○藤田委員 世界各國の例をとる必要はないといふことは問題の重点ではございせん。實際上警視庁の運営が現在の完全なる自治体でいかどうか。一、二の例をとれば、東京都議會に予算の審議をお願いして、いわゆる東京都の治安の完壁を期し得るかどうかが、あなたは自信を持つておられるか。

○橋本参考人 その点ならば、お答えが非常にたやすいのであります。今日のやうな状態で、全国的のいろ／＼の事件の一部の現象が東京に現われた。全国の人口の約一割は東京に集中して

おります關係上、それからまた外國との關係も密である。そういう意味で東京といふものは、特別の意味がある。従つて東京に起ります事件は、また多種多様であり、必ずしも一般の地方の都市の警察とは意味の違ふ事件がたびたび起る。従つてその警察活動に要する費用といふものは非常に多いものである。従つてそういうやうなものは、ただいま平衡交付金といふものがあつて、いくらか國庫の負担の部分もあるやうであります。こんなことではいけない。やはり東京の警察が非常に活動しましたならば、そこには國庫から多額の金が支給される、そういうのが健全なる行き方じやないかと私は思つております。

○藤田委員 そこで伺ひしますが、國庫から多額の金をとりたいという委員長の御意見でございますが、公安委員会の行政管理の中心は人事と予算でございまして、予算を國家に大半仰ぐといふことになれば、当然公安委員會の性格といふものが、自治的なものから國家的なものに移らなければならぬ、國家警察でけつ／＼ではないかといふ結論が出て来るのであります。その点はどうかと思ひます。

○橋本参考人 いろ／＼な事件が起るからその活動したときには、つまり國家全國としての問題が起つたために活動することが多いから、その部分は國庫の負担にしてもらいたい、そのほかにある警察をすべてお譲りしてしまふといふことは、ひさしを貸しておもやをとられるといふのであります。それと同じやうなことではないか。東京ではそういうやうな國家として対策を講じなければならぬやうな事件は起

るけれども、毎日々々普通の警察が取扱うような、自治警察が取扱った方が最もよろしいものがたくさんあります。それまでもすつかり返上してしまふ、そういうことは、せつかくこういう世の中になつたのに、それではいけないではないか、そういうふうに感ずるのであります。

○藤田委員 これは警察法の前書きの趣旨でありますし、民主主義イデオロギーを尊重することは、もちろん最も必要なこととございます。ところがイデオロギーを強調する余りに、かんじんな行政運営ができない能率が全然上らない。一番重大な治安の目的を達せられぬというふうなことになるのは、イデオロギーのために大目標を失つてしまふという結果になるのじやないかと思ひます。委員長は就任されて早々おわかりにならぬかもしれませんが、現在の警視庁の幹部の陣容を見ていただきたい。これはまたく凝滞してしまつて、人事交流は、国警と現実の話し合いでできるというふうなその場限りの答弁もございしますが、実際上は全然できません。ほとんど例外的に交流しております。ところが国家警察は、全国的に網を持つておりますから、なるべく優秀な人材がほしいという自治体の警視庁に対しては、ややもすれば第二次、第三次級の人物を交流しやすいというところは人情の常でございます。この点からしましても、予算だけでなく、人事の面からしましても、首都警察にふさわしい、いつもフレッシュな感覚で、帝都の東京の治安をやるような人事態勢を確立しなければ、おそらく橋本さんもお困りになるだらうと思ひます。あと一箇月、二箇

月経りましたら、この人事の凝滞問題は、あなたの現在の警視庁に対する構想を相当かえるほど、深刻な影響をあなたの気持ちに與えるのじやないかというのを、私は憂慮しております。東京の警視庁を国家警察に移管することによつて、警察国家である、あるいはまた民主主義のイデオロギーに反した機構の改革であるという印象は受けたいと思ひます。先ほど来あなたも言われております通りに、東京は特殊ないろいろな犯罪が起る。ほかの都市とは違ふということ、あなたも是認されておる。だからこの際もう一回、以上につきましてあなたの意見を聞いておきたい。

○橋本参考人 問題は人事の問題について有能な、才能のある人が来ない、国家警察との交流がないというふうなお話でありましたが、実際において私が公安委員になりました後でも、国警との交流が十分ありました。そうして私今警視庁の幹部であります人々とも親しく接しておりますが、私自身としては、決して二流の人物などとは思つておりません。首都警察の警察官の指導者として、適当な人たちがあつておられます。そこで人間が不適当であるとかというのは人事の問題でありまして、それだからといつて、ただちに今度は制度をすつかり改めて国家警察にさえすれば人物が集まつて来る、それは決して言えないと私は思つております。今のままでも、人事交流の問題はすでに始まつておることでもありますから、ことに東京はだれが見てもはなやかなところでありますから、有能な人が集まる可能性があると思ひます。国家警察でなければ有能な人が

来ない、それは言えないのじやないか。ことに今日のような時代になりましたらば、そういうことは言い得ると私は思つておるのであります。ただこれは私の考えでありまして、別にあなたの御意見に対して、特にさからうというふうなことはございません。

○藤田委員 よくわかりましたが、実は橋本さんは本業がお医者の方でございまして、行政官庁の雰囲気は、私の方が多少詳しいように、今の答弁から印象を受けました。東京ははなやかなところだから、優秀な人物が集まるというふうなお話でございましたが、現実には警視庁に人物を整備することが、おそらく警視監もかなり苦労しておるだらうと思つておりました。

ただ私の質問に対しては、多額の国費がほしい、それから東京では特殊な犯罪が起る、そういうことはお認めになつたようでございます。現在の完全自治体の警視庁を堅持したいという委員長の結論のようでございますが、しかし今後この問題に關しまして、おそらく委員長も御勉強になるだらうと思ひますが、現在の警視庁の人事態勢等を至急把握されまして、いさしく人事問題等には深刻な観察をしていただきたいて最後にお願いしまして、私の質問を終ります。

○橋本参考人 いろいろと御親切な御忠告ありがとうございます。これから勉強いたします。

○床次委員 同僚委員から質問がありまして、ただいま警察官の人事の問題もありましたが、元来公安委員会自体におきまして、先ほどお話がありましたように、本来しろろとの公正な判断によつて警察行政に關與するというこ

とになつておりますが、やはり帝都のごとき特殊なところに関しましては、公安委員の中にも相当専門的経験者を置いておくことが便宜じやないか。今日までは技術的なことはむしろ警視監、監側の方から聞かれて、それを材料に公安委員会は判断しておるわけですが、公安委員会自身が専門的な知識を持たないとならば、なお一層公安委員としての能率が上るのではないかと思ひますが、今日の建前におきましては、法律上にその制限があるものであります。この点に關しましていかうにお考えになりますか。多少法律改正等を希望して、公安委員の内容をかえ得るようになりたらいというふうにお考えになりますかどうか、伺いた

い。

○橋本参考人 この問題につきましては、今のお話がありましたけれども、実は私どもの公安委員会では問題になつておりません。私どもの方の公安委員会では問題となりまして、公安委員は弱体だといわれるが、なるほど弱体だ。だからそれを強化せねばならぬ。それにはどうしたらよいかというふやしても足らないから、もう二人とは、私も公安委員の中では申しとおりましたけれども、その他については言われなかつたのであります。これは私、公安委員長としてでなく、公安委員の一人として私の意見をここで述べることをお願いしたいのであります。

○吉田委員長代理 橋本参考人に対しては質疑はこの程度にいたしまして、両法案について政府委員に対する質疑を続行いたします。質疑があればこれを許します。

○岡委員 さつき私は橋本さんにもお伺ひした点であります。これにははつきり「命じ」と書いてありますので、私はこれは命令だらうと解釈してさつきかえないと思ひます。同時にこ

相当大きいもので、責任が重いのでありますから、その場合に警察の活動というものに対して専門的の判断ができないようなものばかりをすつておつたのでは、これはやはりいけない。すべでがそういう人になつてはいけません。もしもせんが、たとえば五人のうち一人とか二人とか、三人であつたら一人とか、今日公安委員となる資格に、いろ／＼な制限がありますが、そのうち公務員であつたとか、兵隊であつたとかいうことよりも、大切なのは、かつて警察職員であつた人、その前歴を持つた人が、それが支配してはいけないけれども、少くともある数あるということはきわめて必要なことで、そうでなければ、まづたくしろうとの判断だけになつてしまふと思ひます。

○橋本参考人 この問題は今度の警察法の改正に問題にならなかつたのが、不思議だと私は思つております。どういうわけでありまして、公安委員というものに重い任務を與えておきながら、その機能、性格というものをよく弱めであると思ひますが、かつての警察法においては私はいまの床次さんのお話は非常に傾聴すべきものだらうと思つております。

○吉田委員長代理 橋本参考人に対しては質疑はこの程度にいたしまして、両法案について政府委員に対する質疑を続行いたします。質疑があればこれを許します。

○岡委員 さつき私は橋本さんにもお伺ひした点であります。これにははつきり「命じ」と書いてありますので、私はこれは命令だらうと解釈してさつきかえないと思ひます。同時にこ

話し合いがつきませんときには、やむを得ませんから、あとに届け出た方を場所をかけるか、あるいは時間をかけるかという命令を出ししかたがないと私は思います。

○門司委員 ただいまの齋藤さんの答弁であります、あととか先とかそういうことを言っておるわけではありません。同じ場所でありまして、届出を受理してある以上は、当然届出が来た場合には、その場所にはこういう届出があるというのを考えなければならぬ。これが親切な態度でなければならぬと思う。従つて七十二時間前には届出せよということ、私はこういうような場合整理が必要だと考えておる。従つて七十二時間前というのは、そういう理由がその中に入つておると思う。それが少くとも二十四時間前の命令を遵守しなければならぬというところにひつかつては、これは私は少し筋が違ふと思う、届出したときにそれはわかつておるはずであります。前にこの場所にはこういう使用者があるから、その場所を変更してもらわなければならぬというところがわからなければならぬ、これが二十四時間前までわからないということになつて来ますとどうなるか、これは明らかに選振制であつて、許可制であります。

それからも一つ具体的に聞いておきたいと思ひますことは、先ほども申し上げましたように、争議や何かの場合に、緊急やむを得ざる場合に、七十二時間前に届出のできないことが事実上あると思う。そういう場合の取扱ひは、この規定では一体どうなつておりますか。

○齋藤(昇)政府委員 さきに述べられ

ました通り、七十二時間前はまさしくそういうた折衝の時間がどうしても必要である、その方がスムーズに行えるという意味から、七十二時間前のことは考えておるのであります。七十二時間前に届出を受け、警察とその団体あるいは団体相互の間でいろいろ話しあつて、納得すくでやつてもらつておる。しかしどうしても納得ができぬというときには、やむを得ない最小限度において命じなければならぬ。それとも今やるといふ直前に命じたのでは非常に御迷惑でありますから、少くとも一日前に命じておくという考えをとおつておるのであります。

それからお尋ねの急に必要が起つて来たという場合につきましては、公安委員会が定めるところによつて除外を何らかの方法でやる、それ以外には道がないのであります。ただ具体的な計画ができましても、一応七十二時間前に届けてもらつて、そしてあとで詳しく届出の補正をしてもらうとか、あるいはそれを変更してもらうとか、あるいはそれを変更してもらうとか、ことによつてやるしか道がないと思ひます。この公安委員会の除外のできる範囲の中に、今おつしやいましたような形のもののできるだけ考えて、何らかの方法で不便を来さないようにしたいと考えております。

○門司委員 非常に抽象的な答弁であります、公安委員会の権限にまさきでありますが、第二條に書いてあるものであつて、六号に「前各号に掲げるものの外、公安委員会が届出を要しないとして指定するもの」と書いてあります。従つてそういう規定はこの二條六号の中に当てはまらぬと思う。

それは先ほどから申し上げておりますように、一般の常識で、こういう社会の一つの行事として行われるものとは少し性質を異にいたしております。ことにストライキその他の問題になつて参りますと、一般の社会の儀礼的行われま集団の行列などは、少し趣を異にいたしておりますから、必然的にこの法律のできた趣旨に合致する取締りを受ける団体になると思う。従つてきつきのお話のように、それらの団体があとから届出すればいいということになりますけれども、あとから届出たていいということになると、やはりその規定をこの中にきちんと設けておくべきではないか。そういったしませんが、これがたてにたてられて参りますと、御承知のようにこれには罰則がついておられます。命令を聞かない場合には、懲役に行かなければならぬとか、罰金をとられなければならぬというところになつておる。しかも情を知つて参加した者は全部二千五百円の罰金になつておるので、これは集まつた者が全部二千五百円の罰金をとられるというえらいことになると思う。ストライキの場合は緊急やむを得ざる場合であつて、私は必ず集まると思ふ。これは情を知るとか知らないというところだけではなくて、必要性に応じて労働者は集まると思ふ。そのときにこの規定が適用されて、お前たちはかつてに集まつた、未届出の集会だというので二千五百円の罰金をとられたら、どえらいことになると思う。だから私がきつから聞いておられますように、もしこういうものが必要だとするならば、やはりそれらの規定を明確にしておかないと、これでは事実上労働運動

ができないという、労働運動の取締り——彈圧という言葉を使えば悪いというお話ですが、彈圧という言葉を使わなくても、非常に強度な取締りの法律だと考えておられますが、そういうふうにお考えにならないか。これでもいいようにややお考えになつておるかどうか。

○齋藤(昇)政府委員 先ほどから御心配になつておられます、たとえば労働争議やなんかの場合に、急にどこかに集まりたいという場合のことは、ごもつともだと思ひます。ここで届出を必要といたしますのは、公共の場所における屋外の集会でありまして、さうな場合に公共の場所でないところでありまして、他の大きな工場の構内を借りられるというようなことであれば、私はでき得るのじやないかと考えております。

○門司委員 公共の場所という字句は非常に広範囲に使われるのですが、公共の場所とはどういうものをさすかというところを議論すれば、幾らでも議論ができると思う。公共の場所というところは法律の中にいろいろ書いてありますけれども、実際上の定義というものがはつきりいたしておりません。たとえば私有地であつても公共に提供されている場合には、これはやはり公共の場所である。たとえば一つの広場の所有者はだれであるかわからぬが、公共の場所という解釈をすれば、あるいは解釈ができないうも限らない。従つてこの解釈はむずかしいのであります。この公共の場所ということについては、私はちやんと原稿には書いて来て十分聞こうと思つておるのですが、こ

の場合の公共の場所というのは、一体どういふものをさして言つてゐるか。

○齋藤(昇)政府委員 この公共の場所とは、一般の公衆の使用し得るところというように考えております。従いまして、たとえば新宿御苑のごとき、一般の公衆がそこへ入つて集まるという場合には、公共の場所でありまして、あそこを借り切つてしまつて、一般の者は中に入れない、特定の者だけしか中に入れないということになつて、そして管理者がその席におつてということになりますと、これは公共の場所ではなくなつてしまふのであります。

○門司委員 そうすると、こう解釈してよろしうございませうか。たとえば会社の私有地があつて、グラウンドがあるという場合に、このグラウンドはある程度までは開放されている。しかし所有は明らかに会社のものであるという場合には、これは一体公共の場所というところで行つていいか悪いか。

○齋藤(昇)政府委員 会社の専用のグラウンドで、ふだんのときには一般の子供やなんかが来て、そこで遊んだりベースボールをやることを認めているところを、今日は一般の者は出入り禁止だということ、会社の者に使わせるといふことになれば、これは公共の場所ではないのであります。

○門司委員 この公共の場所の解釈は、今のお話では非常に漠然としたしておられます、もう一つ私は聞いておきたいと思ふ。それだとすると官公営の場合には非常にひつかかると思ひます。たとえば役所の広場ということになると、明らかに公共の広場でありまして、だれが何と言つても、そういう場合は

明らかにそれに含まれることになると思ひます。たとえば市役所なら市役所の従業員が屋外で集まるという場合——これは現在集まつておりますが、そういう場所では絶対にできないということになると思ふ。こういうふうに解釈してよろしうございませう。

○齋藤(昇)政府委員 その場合に、管理者がその官庁の中庭に対して、官庁の職員以外の者は全然入れないという措置をとれば、そのときには公共の場所でないになります。

○門司委員 せつかくの答弁ですが、私はそういうことは事実上できないと思ふ。役所の広場あるいは役所の庭先であります以上は、一般の人を入れないということはなか／＼できないと思ふ。そういうことは簡単に行われる筋合いのものではないと思ふ。従つておれわれから考へて参りますと、この公共の場所の解釈というのは非常にむづかしいのでありまして、單に一般の公共に迷惑をかけないというなら、まだ話がわかるのでありますけれども、公共の場所ということだけで指定されて参りますとそういうものが出来て来る。ことに官公庁などは公共の場所以外に集まる場所がなからうと思ふ。各私営の会社でありますれば、会社所有のグラウンドがあつたり、あるいは会社の柵の中でやつたりということもあるいは可能かもしれぬ。しかし一般にいたしましては、官公庁等のごときにおきましては、そういう措置は完全にとれないと思ふ。集まらうとすれば、必ず公共の場所以外に集まる場所はないと思ふ。今の齋藤さんの御答弁のように、一般の人を入れないといふことになると、これは非常に大きな問題だと思ふ。それについては私の考え方では、一般に迷惑をかけないものであれば、どこで集まつてもさしつかえないではないかというふうに考へるが、やはり齋藤さんはさつき御答弁のようなお考えのことを主張されるかどうか。もう一応聞いておきたい。

○齋藤(昇)政府委員 私は門司委員と同じ考へに立つておりますから、そういうふうに申し上げております。この目的は一般の公共に直接迷惑をかけるという目的を目的にしておるわけでありまして、従つて役所の中庭でありまして、公共の出入りをとめてやるというのであれば、私は公共の場所と見る必要はないと考へております。従つて役所の構内で、役所の職員だけが大会をやる、その際に、一般の人たちの通行できないような措置をとるということであれば、私はさしつかえないと思ひます。

○門司委員 それならこの條文にそういうことをはつきり明示しておきませんと、これはやはり問題を起すものとしたいと思います。公共の場所だからいけないということになれば、どうにもならなくなる。これ以上今日は私は質問いたしません。この問題について委員長にお伺いしておきたいことは、さつきの公安委員の橋本さんのことをどういうわけではあらまけんけれども、経験の非常に薄い橋本さんの御意見だけでは、観念的な議論はできませんが、実質的の集団示威運動の問題については、私も少し聞き足りないような気がいたしますので、委員長においてしかるべき経験のある人をお呼びいただきたいと思ひます。

○吉田委員長代理 午前中はこの程度で、午後は二時十分から再開いたします。暫時休憩いたします。

午後一時十一分休憩
午後三時十四分開議
○金光委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

警察法の一部を改正する法律案及び集団示威運動等の秩序保持に関する法律案の両案を一括して議題といたします。質疑を許します。立花君。

○立花委員 土曜日の本委員会の問題になりました警察の所有する武器についての問題ですが、あのとき、木村法務総裁と國警の谷口次長との発言の間、重大な食い違ひがありました。その問題が散会になり、しかも本日その問題が取上げられないわけなんです。その意味におきまして、重大な問題が疑問のままに委員会が進行し、しかも警察法が委員会を通過するということにつきましても、私も納得できませんので、そういう委員長の取扱ひに對しましては、信任できないという意思表示を本日の朝の委員会を出しましたわけですが、たゞ警察法に關する法案については集団行為の取締りに關する法案についての参考人が見えられておりましたので、それだけは聴取しよう、あとで問題を解決しようという意味で、一旦撤回いたしました。が、依然として解決の具体的な方法が委員長から明示されないわけなんです。私も長としては、このままにはうつつておくわけには行かないわけなんです。委員長はこれの問題の重要性をいかに認識しておら

れるかということを承ると同時に、この問題をどういうふうに解決なさうとおしてあるか、あるいは政府の方との交渉の過程はどうなつておるのかというところを、十分承りたいと思ふので、問題の重要性についていいますと、警察が使用しております武器につきまして、警察官等職務執行法によりまして、一般的な規定がありまして、それに基づきまして国家地方警察基本規程の中に、ピストルと警棒だけは規定してありますが、その他の武器たとえば催涙ガス等については、何ら法的な規定がないわけなんです。だからそれがいかなる法的根拠に基いて用いられておるのかという問題と、もう一つはピストルの問題ですが、ピストルを一體政府はいかなる経路でいかなる手続を経て、現在警察に使用せしめておるのか。谷口次長の答弁によりまして、これは占領中に占領軍から借りておつたものだと言つております。木村法務総裁は、これは国家の所有物であるということをはつきり言つておられる。どちらが一体正しいのか。木村法務総裁の言うように、現在の警察で持っておりますピストルが、国家の所有物であるとするならば、いかなる経路で、いかなるアメリカとの協定によつてそれを国家の所有物にし、またそれをいついかなる形で、国民あるいは議會の承認を得られたか、またその代償については一体どうなつておるのか、こういうことを明確にされない限りは、この問題はやはり疑問として残るわけでありまして、しかも現在私も審議しております警察法とは重大な関連がありまして、警察官の持つ武器の問題であり、しかも現場ではその武器

を用ひまして、どん／＼警察が日本の國民を射殺しておる現状におきましては、この問題は当然國民の関心の的にならざるを得ないと思ふのであります。その問題がそういう形のまゝに、不明のままに、この委員会を警察法が通過いたしますことにつきましては、私も絶対反対なんです。その点をどういたしまして、警察法が通過いたします前に、明確にさせていただきたいと思ふのですが、これに關する委員長の取扱ひ方針並びに委員長が政府と交渉されました、政府のこの問題の解明に對する態度、これを具体的にお示し願ひたい。

○金光委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○金光委員長 速記を始めてください。理事會を開きたいと思ひますので、そのまゝしばらく休憩いたします。

午後三時二十二分休憩

午後三時二十三分開議

○金光委員長 休憩前に引き続き再開いたします。立花君。

○立花委員 谷口次長がお見えのようですが、御存じのように、土曜日にあつた木村法務総裁の発言があり、それとまったく反対なあなたの発言があつたわけなんです。その統一がどういふふうになるか、その統一がどういふふうになるか、その点を中心として御答弁を願ひたい。

○齋藤(昇)政府委員 先般の本委員会では、催涙ガスが武器であるかどうかという点と、現在使用しておりますピストルの入手のいきさつ、現在その所有権がどうであるかというお尋ねがこ

こであつたと思います。催涙ガスにつ

きましては、これは武器であるかない

か、若干の疑問の点がございする

が、おれ／＼のただいまの解釈とい

しましては、これを武器と解釈いたし

まして、警察官等職務執行法に基

て使用する、いわゆる使用の限度を

つた方がよろうというので、一応武

器と解釈をして、あそこ許される範

囲の使用をいたされております。そ

れからピストルにつきましては、御承

知のように、これはアメリカから貸

受けて今日まで至っております。そ

こで講和條約締結後その關係がどうな

つておるか、かように考えますと、法

了解をいただきたいと思ひます。

○立花委員 私初めから日本が費用

を出し、日本政府が購入いたしました

ものについて、質問いたしておるの

はありませんで、あなたの言われま

したそれ以外のアメリカから貸與を

受けておるもの問題になると思ひ

ます。それが木村総裁がそういうもの

の日本所有物であると言われたのが

間違ひである、それはあくまでも

貸與である、講和後においてその所

属は不明であると言われるのか。そ

れから、木村法務総裁自身口から出

た問題はありますから、しかも木村

法務総裁が治安の最高責任者な

たしまして「警備」、「警察手帳」、「鉛

筆又は万年筆」、こういうようにこま

かく規定してあるのをごいしますが、

遺憾ながら催涙ガスはないわけなの

であります。催涙ガスをどういう法的

根拠でお用いになつておるのか。單に武

器が使えるというこの警察官等職務執

行法の漠然たる規定では、一体何を

使つてもいいのかという問題になる

わけでありまして、土曜日も私が指摘いた

しましたように、土曜日の朝日新聞では

八十一ミリの迫撃砲を今度は予備隊

が持つということも報道されてお

ります。予備隊は明らかに警察の補助

隊で、警察の補助部隊が一体どんな

ことが全然なしに催涙ガスあるいはそ

の他の武器が用いられるということに

なりますと、これは大問題だと思ひ

ますが、この点どうお考えになつて

いるか、ひとつ承りたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 警察が武器を

使用することができ、武器を使用し得

る場合は、これ／＼だということに

規定しておりますのは、御承知の通り

に警察官等職務執行法という法律で

規定してあります。そこでそこ

をしておるのであります。そこでそ

こにいう武器の範囲いかんというこ

と、これは法律には範囲を限定し

ていないのであります。従ひまして

先ほども言ひましたように、武器であ

るかどうか、これは非常にむづかしい

と思ひます。しかしながら武器と解

釈すれば、その使用の方法は制限を

しなければなりませんから、警察官等

職務執行法によつて、われ／＼も一

武器と解釈して、狭い範囲で使用し

ようになつております。これは

社会通念上武器に入らないというこ

になるならば、いかなる場合にどん

な使用をしてもよろしいということ

に法律上はなるわけでありまして、

われはむしろこれを狭く解釈した

らうというので、武器の範囲に入

れて解釈をしておる、かように申

題だと思ふのですが、その点に矛盾をお感じにならないかどうか。きょうの午前中の参考人である東京都特別区の橋本公安委員長にこの問題を尋ねましたが、知らぬと言つておる。人民に奉仕する警察、それを確保いたしますために公安委員長は議会で選ばれて、指名されて出て来ておる。ところが公安委員長は警察の武器がどこから出て来てるのか知らぬ。どういふ武器を持つておるのかも知らないといふことでは、警察が持つておる武器は警察官自身、かつては何を使つてもよいといふ結果にならざるを得ないと思ふ。そういうことでは国民は安心しておれません。そういう警察は決して民主警察ではないと思ふ。警察が真に民主警察であります以上は、国民が納得し、国民が警察官に使うことを許した武器でなければならぬと思ふ。その点はどうか。

○齋藤(昇)政府委員 私には催涙ガスは警察官等職務執行法の武器と解釈いたしました。そうしてその使用につきましても、私はあの法律の中で認められた範囲のものだと考えます。

○立花委員 齋藤さんの今の御答弁ですが、警察官職務執行法によつて武器が許されておるから、訓令によつて何を持たせてもよいといふことでありますが、私はそうではないと思ふ。だからわざ／＼国家地方警察では国家地方警察基本規程というものをつくつて、その中で武器をはつきり規定しておる。ところがその中には催涙ガスは入つていないように思ふのですが、催涙ガスだけは訓令で使つておるというところになりますと、警察官等職務執行法による武器は、国警長官の個人の

訓令によつてこれはいくらでも拡張できる。どういふ武器でも使えるということになりますので、この点は国民としては不安きわまりないといふことを言つておるのですが、その点はどうか。

○齋藤(昇)政府委員 基本規程で武器を規定しておるとおしやいますが、先ほど読み上げられましたのは、こういうものは警察官は必ず携帯しておらなければならぬといふのでありまして、武器の種類を規定しておるわけではありません。おあげになりました警察官とか、警察手帳とか、そういうのは警察官は持つて、拳銃も一緒に持つて、どういふ武器でも使つておる。それから催涙ガスについても、これは個人の命令でも何でもありません。

○立花委員 それでは催涙ガスを使用してよいといふことは、どこから一体だれが命令を出したのですか。それからもういじやうと、あなたの御答弁によりますと、それでは警察は現在の法規の範囲ではいかなる武器を用いてもかまわないといふわけですか。

○齋藤(昇)政府委員 法律上はさうに相なります。それから催涙ガスの使用については、これは公安委員会及び政府の意向も聞き、規定の上では私の訓令の形で出しました。

○立花委員 だからあなたの、国警長官の訓令一本で警察はどういふ武器を使つてもよいといふことになるではありませんか。

○齋藤(昇)政府委員 拳銃といえどもこれは法律でも、何でも、どこにも使つてよろしいといふ規定はないのであります。

○立花委員 だからあなたの言つてお

られることは、国警長官の訓令一本で、どういふ武器を使つてもよいということに現行法の範囲ではなるといふことに、言われるのかどうかの問題なんです。

○齋藤(昇)政府委員 法律上はさうであります。

○立花委員 それでいいと考えておられるかどうか。

○齋藤(昇)政府委員 さしつかえないと考へます。

○立花委員 それでは国民は納得できないわけなんです。どういふ武器を警察が使つてもいい。しかもそれを国民の承諾なしに、公安委員会の承諾なしに、ましてや議会の承諾なしに、警察がどういふ武器を使つてもいいといふようなやり方は、納得できないといふことを言つておる。だからこの問題は、あなたは元凶なんだから、あなたに聞いてもしょうがないので、これはあくまでも政治的な問題として、治安対策の問題として、私は法務総裁にはつきりした御答弁を願ひたい。

○齋藤(昇)政府委員 この問題は、この委員会でも、それからこの国会におきまして、警察官等職務執行法を御審議の上、御通過になりましたその法律に基いて、われ／＼は執行いたしておるのであります。

○立花委員 その法に不備があるから、しかもそれが実害として出て参つておるから、特に五月一日のメーデーのようなああいう問題が起つて参るし、それ以後どういふ武器を使われても、国民は黙つていなくちやいけないという状態が出て来たから、われ／＼は問題にしておる。法律がきまつておるから、それで何をやつてもいいとい

うことにはなりませんので、そういう問題だから、私は木村法務総裁に承りたいと申しておるわけでありまして、

○金光委員長 この問題につきましては、後刻理事會に諮りまして、さらにまた政府に質を續けて行きたいと存じますから、さう御了承願ひます。

○立花委員 それを具体的にひとつ……委員長のさいせんのお話では、大体あつて午前中に木村法務総裁の出席を求めて、おやりになるということだつたのですが、具体的にひとつ確言をしておいていただきたい。

○金光委員長 水曜日の午後でも、さういふ質を續けるよりはからいにいたしたいと考へております。八百板正君。

○八百板委員 午前中集團示威運動等の秩序保持に関する法律案についての質疑が行われましたので、私はまずこの方を先にお尋ねいたしまして、あとでまた警察法の一部を改正する法律案について御質問いたしたいと存じます。集團示威運動等の秩序保持に関する法律案のまず第一條に關しまして明らかにしていただきたいと存じます。これは、この秩序保持に関する法律は、屋外集會のみを対象としておるかどうかといふことを、はつきりしていただきたいと思ひます。

○柏村政府委員 第二條に明瞭に書いてございますように、集團示威運動につきましては、公共の場所であるかどうかを問わぬ。しかしながら集團進進と屋外集會は、公共の場所におけるものに限つておるわけでございます。従つて普通の屋内集會は、全然規制の対象にしておらないといふわけでございます。

○八百板委員 屋内における普通の集會は対象にしておらないが、いわゆる集團的な示威的内容を含む集會については、屋内といえども、屋外といえども、これを対象にする、そういうふうにお考えでございいますか。

○柏村政府委員 事實問題として、屋内の場合の示威運動といふことはあまりないと思へますが、公共の場所以外において、すく外にあふれ出るような危険性があるようなものについては、規制する必要があると考へておるわけでございます。

○八百板委員 屋外であるか、屋内であるかといふことは、はたして屋とは一体どういふものであるか、固定した建築物をさすのであるか、あるいはわかにつくつたテント張りのようなものであつてもよろしいのか、あるいはそこからはみ出す部分のいろいろの關係がありますか、ここで明らかにする必要があると存じますのは、いわゆる集團示威運動といふものは、必ずしも屋外でなくとも、屋内においても威力を示すための集會といふことはあり得るわけでありまして、従つてこの第一條の法律をこのままに適用されるならば、一般には屋外の集會對してのみ適用されるような印象を與えておりますが、この文字をそのまま解釈して行きますれば「この法律は、集團示威運動、集團行進又は屋外集會」云々であるのでありますから、「屋外集會」云々は、この後の方にかつて参るのであります。集團示威運動には屋外といふ言葉がかからないわけですね。ということになりますと、屋内の集會であつても、そのものが内容上示威的内容を持つもので

あるということになりますならば、届出を要するというふうな解釈が、この條文からは生れて来る可能性があるわけでありませう。そういう点についての取扱いを明確にする必要があるというものが、私のお尋ねする点であります。

○柏村政府委員 集団示威運動で屋内において行われるものにおきまして、集まつた者以外の一般の大家に対して氣勢を張る行為は、ここにいう集団示威運動に入ると考えておるわけでございます。

○八百板委員 そうしますと、屋内において行われる集団示威は、大衆において直接の危険を及ぼすものとは解しがたい場合が多かろうと思つてございませう。しかしながらその屋内における集会であつても、その示威が何らかの形においてほかの方に力を及ぼすようなものであると認定した場合には、やはりこの法律の対象になる、こういうことになりまふと、要するに屋の内外を問わず、示威の内容を含有する集会については、この法律の適用がある、こういうことになつてしまふだらうと思つてございませうが、そうなりますと、この法律は一般の集会に、やがて屋の内外を問わずあらゆる集会に対して、何らかの示威の内容を持つものとして、この法律が適用せられるということになつて、全集会に及ぼすことになる危険が非常に多いと思つてございませうが、こういう点、もう一ぺん明らかにしていただきたい。

○柏村政府委員 先ほども申し上げましたように、集団示威運動につきまして、屋内のものはほとんど事例がないのではないかと思います。しかしながら、たとえば広い道路に面した屋上等においての示威運動というふうなもの、あるいはすぐ外からのもはつきりと見られる、しかもその示威運動のものが外にすぐ直接の影響を及ぼす危険があるというふうなものもあり得るというふうなことをお尋ねするわけでありまして、多くの場合は、公共の場所でないとしても、屋外で、公共の場所に非常に近いというふうなものの示威運動を規制する必要があるという見解から、この規定を設けたやうなわけでありませう。ただいま八百板さんのお話のように、この規定によつて、将来あらゆる屋内集会までも規制するというやうなことは、絶対にならないと考へておるわけでございます。

○八百板委員 そうしますと、屋内集会、主として会場内における集会については、内容において若干の示威的な性質を持つものであつても、それはこの適用の対象にはならない、こういうふうな解してよろしゅうございませうか。

○柏村政府委員 大体御意見の通りと考へております。

○八百板委員 この集団示威運動等の秩序保持に関する法律をつくるにあつては、東京都の條例等も参考にせられておると思つてございませうが、東京都の條例を見ますと、御承知の通り、東京都條例第四十四号の集会、集行進及び集団示威運動に関する條例の第六條には、「この條例の各規定は、第一條に定めた集会、集行進又は集団示威運動以外に集会を行う権利を禁止し、若しくは制限し、又は集会、政治運動を監督し若しくはブカード、出版物その他の文書図画を檢閲する権

限を公安委員会、警察官、警察吏員、警察職員又はその他の都吏員、区、市、町、村の吏員若しくは職員に與えるものと解釈してはならない。」第七條、「この條例の各規定は、公務員の選挙に関する法律に矛盾し、又は選挙運動中における政治集会若しくは演説の事前の届出を必要ならしめるものと解釈してはならない。」というふうな規定があるのでございませうが、この都條例の今読み上げましたやうな精神は、この中にどういふふうな具体的に取入れられておるかを明らかにしていただきたい。

○柏村政府委員 第六條の規定は、これは申すまでもない規定だと考へて、特にここに明記をいたしておりませう。第七條の規定につきましては、第二條の但書の規定によりまして「公職選挙法による選挙運動として行われるもの」については、何らかの規制をしないということになつておるわけでございます。

○八百板委員 それと関連いたしまして、たとえば国会報告、時局批判等の演説が随時街頭において行われる場合があり得るだらうと思つてございませう。その場合の集会の様相が、おのずから集団示威の形をとることも、場合によつてはあり得るだらうと思つてございませうが、そういうふうなものも同様の届出の規制を受ける、こういうふうな考へるわけでございますか。

○柏村政府委員 ただいまお話をいたしましたやうな一般の演説会につきましては、この規定によつて規制をする必要があると思つてございませう。

○八百板委員 それから「一般の慣例」という言葉が使われておりますが、一

般の慣例と申しましても、なか／＼明瞭でない場合が多いだらうと思つてございませう。「冠婚葬祭その他これに類する行事」で、一例を申し上げますならば、宗五郎神社の祭礼とか、あるいは山本宣治の祭りとかいふものもありましようし、組合その他の団体の創立を記念するための祭典、あるいはメーデーなども考へられるわけでございます。それから従来有名な大将というやうな人のためのお祭り、あるいは労働運動の犠牲者をまつるための祭典等、いろいろな場合があるだらうと思つてございませうが、そういう場合に、どういふふうな区別を考へられておりますか、この点も、もう少し明らかにしていただきたい。

○柏村政府委員 この「一般の慣例」と申しますのは、社会通念的に考へて、慣例として行われておるものという程度の意味でございませう。特定人についてのみ行われる行事でない、こういう意味でありまして、一地方に限つて行われるやうな慣例であつても、これはさしつかえないと考へております。

○八百板委員 たとえばメーデーのごときは、いわゆる労働者の祭りとして、一般の慣例として長年にわたつて行われておるものでございませうが、おそれるこの法律の対象に考へておられるだらうと思つてございませう。しかしながら今お話をやうな考へ方をもつて参りますならば、いわゆる労働者の祭典としてのメーデーも、これまた一つの一般の慣例として、そのわくの中に入るものだと考へることもできないことではないと思つてございませうが、そういうふうな点はどういふふうにお考

えになつておりますか。

○柏村政府委員 第二條の但書の一号にありますが、「冠婚葬祭その他これに類する行事で一般の慣例として行われるもの」というふうな規定せられておるもので、メーデーのごときはこれに該当しないと思つてございませう。

○八百板委員 やはりお祭りという意味においては、労働者のお祭りと思つてございませうが、労働者のお祭りと思つてございませうが、この問題については論議をしてもしょうがありませんので、次の点についてお尋ねいたします。

第二條の四に「学術研究」という言葉がございませうが、学術研究という場合には思想的な研究発表と申しますか、そういう方面のものも含むと考へてよろしいかどうか、單なる学術研究の発表と考へるのか、明らかにしていただきたい。

○柏村政府委員 四号におきましては「もつぱら学術研究、体育、競技」云々のみの目的で、行われるものという規定になつておりますので、もつぱら学術研究のみの目的で行われるものが、これに該当すると考へております。

○八百板委員 学術的な研究であつても、やはりもつぱら思想的な学問の研究の発表という場合も、あり得るだらうと思つてございませうが、そういう場合に「一般的思想発表の集會」と、科学的な「科学的な集會」と、これを両方同じやうな扱いにして、学術研究というものを考へておられるかどうか、この点もう一ぺん明らかにしていただきたい。

ところによると、ただまずいときには警察だけを首切つて、自分の方には責任を持つて来ない、そういうことをする程度の責任しか持たない、これが最終の責任を政府が負うという意味だといふふうには、私は考えざるを得ないのでありますが、そんなふうな考えでよろしうございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 この法案によりまして任免権と、公安上特に重要な事項に対し指示をすることによりまして、最終的な責任を政府がとれるようにする、とれるようにした以上は、今おつしやいましたように、その持論が当を得ない、指示が万全でなかつたという場合には、政府自身が責任をとるということが、この法案によつて初めてできる、こういう考え方でございませう。

○八百板委員 事態の責任は当然総理大臣みずから負うべき筋合いになつてゐるだらうと私も思うのでございませう。それからこの法律の中で一番重要な点は、第六十一條の二に「内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、」云々というところでございますが、これに関連いたしまして、国家公安委員会の意見を聞いて、地方に指示するといふのでありますが、この聞くといふのは具体的な公安維持の上に必要事項そのものについて意見を聞くといふのであるか、お前たちの権限はおれの方にまかせるかまかせないかといふような点について、意見を聞くといふ扱いをするのであるか、この点をひとつ明らかにしていただきたい。

○齋藤(昇)政府委員 これは具体的な指示の内容について聞くわけでありませう。

○八百板委員 そうすると、具体的内容を明らかにして、そのことに關する限り意見を聞いて総理大臣の指示下に入る、こういうふうな考えでよろしうございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 こういうぐあいには指示をしたと思うが、どうだといふことで聞くわけでありませう。

○八百板委員 そうしますと、国家非常事態には宣言をもつてその指揮系統を総理大臣の下に收めるという規定があるのだから、この特に必要があると認める場合といふのは、一体どういふ場合であるか、さらにはその必要があると認定するのは総理大臣個人であるか、あるいはまた別個の機関がそこにあるのであるか、こういうふうな点が問題になつて来ると思ふのであります。その問題と関連いたしまして、特に必要があるといふ場合には、何らかのけじめをつけなければならぬのでございませう。それから、公安委員会の意見を聞くといふ場合には、公安委員会に具体的な事項を示して、それに対する公安委員会の同意書というふうなものでも出して、そこからかういふ事態が進んで行くといふふうに考へてよろしうございませう。従つて同意書を出すといふことになりませう。ならば、同意書を出さない場合もあり得るわけですが、その間のけじめをどういふふうにして行つて行くといふ予想を立てておられますか。

○齋藤(昇)政府委員 特別に必要があると思へました場合に、こういうふうな指示をしたいがどうかといふことで、意見を聞くわけでありませう。そこで、公安委員会がそれはいけないといつて反対をいたしました場合には、この法律の上では、反対をしても指示はできるといふことになつておりますけれども、重要な問題につきましては、国家公安委員会の意見を無視して指示をするといふことは、政治的な問題となりませう。これは実際行われ得ないであらうと考へませう。また指示を受ける公安委員会も、それ／＼民主的に選任された公安委員会でありませうから、国家公安委員会の意見を無視された指示であつて不当であるといふやうな指示は、實際上総理大臣はなし得ないと思へております。

○八百板委員 まだ少しはつきりしないのでございませうが、国家公安委員会の意見を聞いてといふことは、一方的に聞いて指示するのであつて、同意を要しない。ただ電話一本で通告するものとほとんど同様のものであると考へられるのでございませうが、そういうふうな見解でございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 法律上はさうでございませう。しかし国家公安委員会は常時総理大臣に対して助言をする事実上の責任がございませうから、むしろ国家公安委員会の方から、こういう場合にこういう御指示をされてはといふことで、実際の運営は行われると考へております。

○八百板委員 国家非常の事態において、非常事態の布告をした場合において、警察法の六十五條並びに六十六條はそれ／＼非常事態を布告した後において「これを発した日から二十日以内に国会の承認を得なければならぬ。」第六十六條には、この布告の廃止に關しては、「速やかにその廃止の布告を發しなければならぬ。」さらに国会がその廃止をせよと命じた場合には、内閣総理大臣はその廃止の布告をしなればならぬといふぐあいに、いわゆる国家警察並びに地方自治体の警察に對して、総理大臣が指示権を持つやうな事態の場合においては、事後において国会の承認を得るということを明らかにしておるわけでありませう。すなわち全国一本の統一した警察権力の行使は、国会の承認した限りにおいて、一時的に許されるという建前が、警察法の建前になつておるのでございませう。ところがこの改正によりまして、そういう非常事態を宣言、布告するに至らないやうな輕微な事態においても、総理大臣が必要と認めた場合には、総理大臣の指揮下に警察を收めることができるということになりませう。この六十五條、六十六條の、警察法の精神である国会の監視のもとに行われなければならないといふところの全国的な統一した警察権力の行使が、国会の監視から逃げ出して、首相の独断に入るといふ形になるわけではございませうが、この点警察法の根本と大きな矛盾があると思ふのでありますが、この点国警長官はどのようにお考えになつておられますか。

○齋藤(昇)政府委員 非常事態の布告が發せられた際には、全警察を総理大臣が統制するわけでありませう。そうして都道府県あるいは市町村公安委員会の管理の責任がその限りにおいてなくなつてしまふわけでありませう。ところがこの六十一條の二のただいまの規定はさうではありませう、公安委員会は都道府県、市町村にそれ／＼存在し、その責任のもとに運営させるといふ点は、平常と何らかわりのないのではありません。その平常の状態において、特に重要な事項について必要な指示だけを與えるといふことでありますから、その間に非常な相違があるものであります。非常事態の際には全権を総理にまかしてしまふ。公安委員会はそれについて何ら責任も持たなければ、自分の今まで持つておつた権限もなくなつてしまふといふわけでありませうから、非常な相違があるのであります。

○八百板委員 ただいまのお答えでありますると、公安委員会の権限行使を通じて行われるのであるから、非常事態の宣言の場合とは違ふといふ御説明であります。この法案全体の構成の上に非常に疑問になつて参ります。第十條に「第一條の一項を加へる」といふ規定があります。すなわち「国家地方警察本部は、前項に規定する事務の外、第六十一條の二の規定による指示に關する事務を處理する。」となつておるのであります。事實上の事務處理は、公安委員会の手を離れて國家警察の事務の處理の中に入るといふことを第十一條は明らかにしておるわけでありませう。ただいまの長官の御説明とは全然別な取扱いがせられるといふことになるわけではございませうが、この点の矛盾はお考えにならないのでございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 先ほど申しましたのは、都道府県公安委員会、市町村公安委員会は、非常事態の布告がありました際には、運営の権限がなくなつてしまふと申し上げたのであります。ただいまのお尋ねの点は、國家地方警察本部は総理が指示するについてのスタッフになるわけでありませう。しかし

そのスタッフは原則として国家公安委員会の指揮監督のもとにあるわけであります。

○八百板委員 ということになりまると、第十一條によつて公安委員会の意見を聞いて、地方的には公安委員会の運営に期待して行われるということになります。また、ことさらに十一條の改正をする必要はなく、公安委員会の主務者をして担当せしめて、十分かしここの点私どもの了解できないところでありまゝ、さらに指示事務を担当させるといふ場合に、先ほど集団自衛の關係についてもちよつとお伺いしましたように、第十一條の規定の結果、特に必要な事態というものが、その都度問題ごとに指定せられるという形ではなくて、いわゆる特に必要があるという認定の上に立つて、常時第十一條のような状態に移行して行く、つまり特に必要があると思つたがために総理大臣の指揮下に置くという状態が常態化し慢性化するという点も、この法文だけから申しますと可能なのではないかと申しますが、こういう状態が常態化するということはあつてはならないが、この法によつてはそういうことはあり得ないと思つてよろしいかどうか、この点長官の御見解を明らかにしていただきますかと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 これは総理大臣が指示するたびに意見を聞かなければならぬわけでありまゝ、包括的にこれ／＼の場合は公安委員会の意見を聞かないで指示してもよろしいというふうな運営はできないと思ひます。

○大石(三)委員 齋藤国警長官にもよ

つとお尋ねしたいのでございますが、「当該集団示威運動をその実施場所において統制指揮すべき者」統制指揮とありますが、その人がもし病氣、突発事故で死亡したとき、それからまたその人が死亡したとき、これは一体どうふうになるのでしょうか。それをちよつと疑問に感じましたからお教へ願ひたいと思ふのです。七十二時間前に届出ねばならぬ。ところがその指揮者の名前前で届出た場合、その人が突然病氣で死亡した場合にどういふふうになるか、そしてかわつた人が指揮者になった場合には、虚偽の申告になるのか、この点御教示願ひたいと思ひます。

○柏村政府委員 不慮の事由で、統制指揮者がなくなつた場合に置きましては、後任者というものができて、これが統制指揮者になるものと考えております。

○大石(三)委員 七十二時間前に届出なくちやならない。それがその以後にその人が死んだ場合、かわつた人が指揮をした、そうしたら虚偽の申告になるのか、それをどういふふうにするか、この点が明示してないから、私は法の不備と思ふのですが、いかがお考えでございますか。

○柏村政府委員 そういう場合には変更申請をして許可を受けるということになるわけでありまゝ。事実上変更せざるを得ないような状況でございまして、当然変更したものであるについて異議をさしはさむ余地はないと思ひますから、実際上の問題として支障はないと思ひます。

り虚偽の申告になると思ひますが、これをどういふふうに解釈したらいいでしょう。十時なら十時に集まれ、そう言つて開会が十一時半になつた、十二時になつたりする。そうすると、その申告は虚偽になる。これをどういふふうに解釈したらよろしいでしょうか。

○柏村政府委員 届出と申しまして、事実上集まる人の集まりが遅いというふうな場合まで、届出事項を遵守しないといふことにはならないと考えておるのであります。

○大石(三)委員 それでは十時なら十時として届出た場合、開会時間が遅れても、虚偽の申告にはならないのではありませんか。そうでございますか。

○柏村政府委員 さうに考えております。

○大石(三)委員 予定の人員が、かりに約三千人として届出た、それが三百名になつておつたら、どういふふうになるのでしょうか。やはり虚偽の申告になるか。そしてその人々が罰せられて罰金をとられる、これは一体どういふふうになるのです。私は勉強しておりませんが、今ちよつと見たのです。

○柏村政府委員 そういう場合には変更申請をして許可を受けるということになるわけでありまゝ。事実上変更せざるを得ないような状況でございまして、当然変更したものであるについて異議をさしはさむ余地はないと思ひますから、実際上の問題として支障はないと思ひます。

○大石(三)委員 それでは約三千人と申すので、それが五千集まつてもいいのですか。それは虚偽の申告にはならないのですか。いかがです。

○柏村政府委員 五千集める予定を持ちながら、二千人とか千人とかいうように、故意に言う場合は虚偽の申告になると思ひますが、大体三千人集まると予定したところが、非常に天気もよくてそれ以上になつたというふうな場合には、虚偽の申告ということにはならないと思ひます。

○大石(三)委員 それから道路における蛇行進というものはどういふ意味ですか、ちよつとわからないので教へていただきますか。

○柏村政府委員 いわゆるジグザグ進行進という種類のものではないかと、道路を右から左にへびの動くような形で進行する状況であります。

○床次委員 あるいはすでに質問があつたと思ひますが、第二條第六号の「公安委員会が届出を要しない」として指定するもの、これはどの程度のことを今日予定しておられますか。

○柏村政府委員 これは各地方によりましていろいろ事情が違ふと思ひます。一般的なものはこの法律に規定をいたしておりますが、地方によつていろいろのものが規制する必要があるというふうなものは、公安委員会が届出を要しないといふように、自由に指定してよろしいと思つております。

○床次委員 たとえば多数の人が集会しておりました、これが臨時に動かなければならぬという場合に、厳格に本法を考へられると移動ができないことになるではないか。あるいは移動する場合に個々別々に、乱雑に道路を歩まなければならぬといふことになると思ひます。これが列をつくつて歩くと、本法にひつかかるおそれがありますか、單純に、そういう示威の目的でなく、場所を移動するような場合は、やはりこの届出を要しないものに扱えるかどうか。

○柏村政府委員 この集団行進というの、一定の行進の目的を持たせるものでありまして、平穩にあるところに集まつておつて、これがほかに移動しなければならぬときに、單純に移動するようなもので、これで規制する必要はないと考えております。

○床次委員 ただいまの点は重要な問題と思ひますから、これははつきりしておいていただきたい。私も言葉のように一応は解釈したいと思ひます。

それから第三條であります、届出の時間は七十二時間前でありまゝ。なお当事者に送達しますのは二十四時間前でありまゝ、実はこの内容を見て参りました、主催者が二十四時間前に受取りました場合におきましても、いろいろ主催者として処理をしなければならぬことが多いのであります。その事柄の内容から見ますと、公安委員会が七十二時間前にあつていろいろ調査審議する時間が長過ぎるではないか。その実情を見ますと、主催者が受取つてからの二十四時間をもう少し長くしなければ、ここにいろいろ掲げられました注意事項がありまゝ、こういう遵守命令を施行するの、相当困難があるではないかと考へる。できなればこの七十二時間をもつと少くしてもよいではないかと考へられるのであります。当局におかれましては、公安委員会において書類を受理したか、当事者の間に話し合ひをさせるとか、その他を考へておられるようでありまゝ、これはあまりに委員会が世話を

意をして届け出ないものもあると思ひますので、そういう点について特に注意すべき事項を遵守させるというようなことを考えた次第であります。御趣旨の点はよく了承いたしておる次第であります。

○床次委員　ただいまの第六條でありますが、主権者あるいは統轄者に対して、かかる遵守事項を命ずるということになつておりますが、現在行われてゐるところの集團運動におきまして、主権者並びに統轄者にかかる責任を負わして、主権者並びに統轄者がはたしてこれを実施できるかどうか、責に任じて得るかどうか、實際問題としてはたしてどうか。どうも、せつかく遵守命令を出されましても、これが事実においてできないのではないか。何千人あるいは何万人というような人が集まる場合におきまして、事實上、今日の主権者あるいは統轄者がかかる力が無い、実質上の力がないということになりはしないか。並びに、二十四時間前かそこらの時間において、これを徹底

させること自体もむずかしいのではない。すなわち、結局第六條によつて形式的な責任だけ負わせることになるのではないかと、この点を恐れておられますが、この点、現在の集團示威運動というもののついて、主催者、統轄者がどれくらい責任を持つて、今日運動をやっているかということについて伺いたいのではありません。

○柏村政府委員 事実上非常に大規模な、または特別に尖鋭的な分子を包蔵したような集團示威運動等においては、お話の通り、周知させ必要な措置を講ぜしめることは、非常に困難かと思ひますが、ともかく、この集團示威運動等の主催者に対してそういう責任を持たせ、なお、公安委員会としましては、その規模に応じ態様に応じまして、新聞その他の報道機関等も利用して、一般に周知させるというような必要の起る場合もあるかと思ひますが、一応この集團示威運動等の主催者に責任を持つて、そういうことをさせるようにしておくことが法の建前としてよろしいのではないかと思つておるわけでございます。

○床次委員 第九條の罰則であります、この第三項の第二号の「虚偽の届書又は虚偽の変更承認申請書を提出した者」、これは集團示威運動の本質に關係するものでありまして、これによつて本法の目的がまづたく蹂躪されるおそれがある。従つて罰則があるわけでありまして、結果の重大性にかんがみますると、少し罰則が軽きに過ぎるのではないかと感じましたのであります。むしろこれは前項の方に當つてもいけるものかと思ひます。特にこれが第三項に規定せられま

したる理由、権衡關係はどういうふうになつておりますか。

○柏村政府委員 非常に悪質な意図をもちまして虚偽の届出をし、ゆだんをさせて大きいことを起すというようなものにつきましては、また別條によりまして取締る方法もあるかと考えます。従ひまして一般に虚偽の届出、虚偽の変更承認申請書の提出等については、この程度でよろしいのではないかと考えております。

○床次委員 別條で取締るといいますと、個々の具体的な行為で行くのでしうか、あるいはどういふ規定でひつかけるのでしうか。

○柏村政府委員 具体的な行為によつて規制をするということでありまして、

○大矢委員 私はつとめて重複を避けたいと思ひまして、今まで私の聞いて徹底しなかつた点だけをお伺ひしたいと思つております。

まず第一に、今度の警察法の一部を改正する法律案、集團示威運動等の秩序保持に關する法律案、これはおのの公安委員に重大な關係を持つておるのであります。これを立案するにあつて、一方には地方の自治体警察あるいはまた国家公安委員に対してあらかじめ意見を徴して、何らかの形でそういう相談があつたかどうか。それと、逆に今度は国家公安委員から、こ

ういふ法律を出すについて、長官は意見を聞かれたことがあるかどうか、この二つをお伺ひしたいと思ひます。

相談をし、国家公安委員会に相談をし、そして政府に提案をいたした、こ

ういふ形でございませう。

○大矢委員 それから警察法の一部を改正する法律案の五十二條の二であり

ます。すなわち長官を総理大臣が任命する、一定の事由により罷免するとな

る。一定の事由というのはどういふことですか。

○齋藤(昇)政府委員 一定の事由と申しますのは、国家公務員法にこ

ういふのは罷免するというように事由があつてあるわけでありませう。その国家公務員法にこ

ういふのは一定の事由でございませう。

られておる今日において、示威運動に對し旧憲法よりさらに三倍も届出の時間を増したことは、明らかに新憲法の精神に背反するものではないかと思

うのですが、この点いかがでありますか。

○齋藤(昇)政府委員 一応ごもつとも御意見と存するのであります。が、し

かし以前におきましては、警察権の発動が非常に容易にできるようになつて

おりました。すなわち警察力でだだちに解散せしめたり、それから何でも

きるような法律があつたわけでありませう。今度はそういうわけに参りませ

んので、まず民主的に事前にできるだけ相談し合ひ、場所、時間等を変更を

必要とするものは、変更してもらつて

しなくてはならないか。そういうことは別にどうも考えないのか。こつちの方

が最高だから、こつちで決定してそれはやつた方がいい、こつちうふうに考

えてこの法律ができたのか。これは重要だから、今後の自治体警察のあり

方、精神について私は政府の考え方をぜひひとつお聞きしておきたいと思

ひます。

○齋藤(昇)政府委員 この法案の草案をつくりました一番大きな動機は、む

しろ地方の方の要望から、それも自治体警察側の要望から、できるだけ全国

統一のものをつくつてもらいたい、こ

いせん。

○大矢委員 これは本質の問題になる

から、齋藤さんにお尋ねするのはかえってどうかと思ひますけれども、一体この自治警察というものの対する考え方なんか、これは非常にかわつて来ておる。もちろんこの公安委員会ができた当時、あるいはその後における活動というものの対して、いろいろ批判があるようですが、これは占領中でありましたし、また日も浅く、住民みずからも、また公安委員会としても、十分活動ができなかつた。むしろ活動の表面に立たない、行き過ぎを牽制するという役目を多分に私はやつたと思ふ。またそれが本来でなくちやならぬと思ひますが、そういう意味で、私はこの公安委員会というものを、もとと根本のあり方について検討し、正常といひますか、ほんとうの日本のものにするべきだと考えておる。それはただちに與えられたものであるとか、この制度がどうも中央集権でない、分権的でどうも芳ばしくないというようなことから、こういうものを軽く見、むしろこれを廃止しようという傾向が非常に強くなる。それでこういうことについて、これは本質の問題であり、したが、一体実際に経験を持つておられる長官は、どういうふうな今日考えておられるか。

○齋藤(昇)政府委員 私は公安委員会の制度は、民主的な警察を確立し、また育成をして行く、また維持して行くという上からも、非常に大事な存在だと考えております。現在もその役割を果しておられると思ひますし、今後ますますその役割を果してもらわなければならぬと考えております。この

集團示威運動等の秩序保持に関する法律は、これは各府県あるいは市町村のまち／＼の條例を統括したわけであり

ますが、基本的なあり方を統括をいたしまして、個々の運営はやはりその公安委員会が、地方の実情によつていろいろの指示や命令や、あるいは取締りをして行くという範囲が非常に広いのであります。そういう意味合いから、私は公安委員会制度というものは、これは自治警察にどこまでも必要な、また有益なものである。これをまた育てて行かなければならぬ、かように考えております。

○大矢委員 それから警察法の一部改正をする法律案には、総理大臣が特に必要と認めた場合には、いわゆる指令をするものになつておりますが、こういう場合に今まではあげて公安委員の指示に基いて、その方針で長官はいわゆる責任を持つて施行すればよかつたのですが、こういうふうに公安委員と、その上にさらに総理大臣といふいわゆる最高責任者ができるとなると、これはその両方の意見を受けることになる。命令というなら語弊がありますが、平素い／＼なことを行方上にも、国家的な立場あるいはその地方のい／＼な実情によつて違ひますが、そういうことのために長官の立場が非常に困難になりはしないか。勢いどつちにつくといふことになしに、責任が非常にあいまいになるというやうな恐れが、私も多分にあると考へますが、いわゆる孝ならんとすれば忠ならず、そういうふうにしてどつちにつくわけにも参らぬといふうあいで、はなはだ困る。第一その公安委員自身、私も最高責任者であるという責

任を持つておつたのが、その上にさらに長官を命令する、任免する権限を持つてお

る総理大臣がおるのでありますから、公安委員というものが責任感が薄らぐといふやうな傾向が、私は必ず出て来ると思ふ。それでいつも責任のいゝわゆる所在といふものが、最高の総理にあるのだといふことで、公安委員が責任を回避するやうな、あるいは責任を輕んずるがごとき傾向になることは免れない。従つて私はその公安委員がこういう法案が成立した後における責任感、あるいは長官はいずれに重きを置

くか、いずれそういう意見の相違のあつた場合に、非常に苦しまなければならぬ。これを齋藤さんは言にくいのかと思ひますが、私は一応お聞きした

ら、これで最後にしておきますが、最近この種の法律がたゞさん出て来る。

いゝわゆる法律によつて取締るやうとする、法律国家といひますか、実際の民主主義の、住民がみずからの手によつて、自主的に行動するもの、もう絶えず法律によつて縛りつけて行く。なにか規定しておいて、結局においてこれは法律があるからひつかか

る。ひつかかれば罰する。私はそんなつてあの非常な問題が起つた平のメーデーのときにその情勢を詳しく聞いた。あそこは約一万七、八千の小さな都市で、警察官は一人も出してはいかぬ。そのかわりわれ／＼が責任を持つて行つたといふことは、いゝわゆる組合の幹部に責任を持たしたからこゝろ問題が起きなかつた。それがこういうふうにああしちやいかぬ、こうしちやいかぬといふやうに、この規定にもあるやうになれば、法律に基いてやつたといふことになるから、警察官は大いにやるでしよう。そこに衝突が起る。今度の早稲田大学の問題でもそうです。あの国民に與えた感情は、警察官は、もつと常識の高いものだと思つておつたのに、ああいう無抵抗の者に実力行使するのはいけなかつたといふわけ

しきりに叫ばれておる。要するに、そういうことをするなら、まともにぶつかつて、どつちが悪いか輿論を大いに高めよう。それで警察官に対して、絶えず感情的に敵にまわさう／＼とする傾向がある。故意に運動を起す人が私は出て来ると思ふ。またその結果といふものは、いゝわゆる対立して、自分を保護してもらふべき警察官を敵にまわし、あるいは保護すべき警察官が民衆を敵にまわす。そういうふうな対立

が、ひいては大きな社会不安の原因になるのではないかと思ふ。次から次へこういう法律をこしらへなければ、どうしてできないのか。それからこれを立てる前に、何がゆゑにこういうものが必要か、どこに原因があるか、法律の不備があるからこゝろいうことが起ると考へるのか、それともそうでなく、もつとほかに原因があるか。そういう原因を究明せずして、ただこれだけによつて取締れば、それでなくなると思ふことは大きな間違ひだ。私は、どうぼうをつかまえて交番の前で巡査が二人立つてなかつてゐるのを見たことがある。どうぼうをつかまえて、抵抗すればなぐることは、だれが考へてもふしぎなことではない。しかし程度を越えたと、そうまでしなくてもいいじやないかといふやうに、かえつてどろぼうに同情が集まる。こういう法律をつくつて、正直なまじめな者に非常に迷惑をかけて、その人が刑を受けた後、あるいは取調べ後における警察官に対する感情というものは永久にとれない。そこで實際問題として、私も経験があるが、ばか／＼やつたり、石を投げたりして混乱させたやつはもうそこいらにいやせぬ。ひつかかる者

は、ほんとうに何も知らぬ者ばかりひつぱられる。ことに集團示威運動のごときは、いつもそうなんだ。それでこんなもので取締ろうということは、正直な者ばかりひつかかつて、ほんとうにやつた者はひつかからない。そこで先ほど地方の公安委員から希望があつたからというが、たいていの重要な都市にはできている。そのことが行き過ぎであるといつて、裁判所ではこれを行き過ぎなりとして判決もくだつておるような京都市のごときもある。従つて今ある條例でもつて足りない、あそこはゆるやかで、ここは厳重だから、統一したものをこしらえてほしいという者があるうとは思われません。ほんとうに具体的にそういう請求があつたかどうか知りませんが、そういうことまでは聞きませんけれども、法律によつてこれを取締まる。しかも執拗な示威運動がいかにして起き、どうような気持に大衆はなつてゐるか。それから最近権力闘争としてやろうとする、それにひつかかつて、結局それを助勢することになる。その目的にちやんとひつかかっている。こういう法律があるがために、まず警察に対する大衆の信頼と威信がなくなつて、およそこの法律の目的と反した結果になるといふことをわれ／＼は憂うのであるが、これは討論ではありませんから多くは申し上げませんが、これについて実際にどう考へてゐるか。これは必要だから出したのだといふことを言われなけれども、私はよく考へなければならぬと思ふ。むしろ私が前に言つたように、みずから守るピストルによつて、みずから撃たれる結果が起きると同じような結果になりはせぬかといふことを憂慮するのですが、その点について率直な御意見を聞きたい。

○齋藤(昇)政府委員 警察官の権限行使のやり方によりましては、むしろ善良な人からも反感を買ふようになつて、治安の目的をかえつて果さない、ただいまの御議論はまつたくその通りでございまして、われ／＼の金科玉條としておるところでございまして。しかしながら、話し合いではどうしても行かないといふものにつきましては、何らかの法律上の規制が必要ではないか。ただいま平におけるメーデーの例をおあげになりましたが、平にも実は許可制度の公安條例が福壽島にあるのであります。しかし相手の方が全幅的に信頼ができる、凶器も持たない、あるいはそういう不法な行動をやらなないといふように信頼ができるという場合には、警察官は一人も立てないでやつておるのは、これは当然であります。できるだけみなそういうふうにならなければならぬと思ふのでありますが、不幸にして、そういう信頼がどうしてもできない、またいくら話し合つても話がつかぬといふときには、こつちに最後の手段として法律がありまふと、結局治安の確保ができないうこととに相なるわけでありまふ。要はこれの運用の問題だと思ひます。運用の点につきましては、ただいまお述べになりました点は、われ／＼の元から金科玉條にいたしておるところでありますから、どうぞ今後ともそういう点で、さらに御鞭撻を願ひたいと思つております。

○大泉委員 示威運動を目的としないところの集團に対しては、私どもは当然これは適用外と思ひますが、これを明確にしておきたいと思ひます。示威運動を目的としないところの集團に対しては、この法は適用しない、こゝういふふうに思われるのでありますが、さううに解釈してよろしいでしようか。

○齋藤(昇)政府委員 この趣旨は、ただいまおつしやいます通り、示威運動が最も公衆の身体、財産、自由等に危険を及ぼす場合が多いのでありますから、それを趣旨にいたしておるわけでありまふ。しかし屋外における行進、あるいは屋外における集會は、それ自身示威の目的がありまふので、示威運動に非常になりやすいものであります。従つて屋外に行進と屋外集會だけは、一応届出の制度といふことにいたしております。趣旨は示威の点が主でございまして。

○大泉委員 たとえば駅頭に送迎の群集が集まるとか、具体的に言つて、総理大臣が来るとか、その他の大臣が来るとか、あるいは宗教家が来るとか、有名な選手が来る、学者が来るという場合には、相当やはり土地の知名な人が大勢これを歓迎に出る。そういう場合に、あいつの演説をするといふことは、届出の必要はないと思ふのですが、そういう場合にもやはり信頼される者はいなければ、信頼できない連中が来た場合には、届出を要するといふことになりまふようか。

○齋藤(昇)政府委員 たとえばある駅に総理が着かれる。それを聞き伝へて集まる。それに対して総理が演説をされるということは、こゝでいふ集會と考へる必要はない。いついつか総理が来るから、こゝういふ演説会をやるから集まつてくれといふことを計画し、ピ

ラを張れば集會になります。たまたま大勢来られて、そこであいつつされても、それが半時間、一時間になりましても、集會で取締る必要はないと思ひます。

○大泉委員 そういふことは一般常識としてはわかりまふけれども、やはり各自自治体の公安委員会の解釈が、いろいろ違つて来る場合もあり得ると思ふので、そういう場合にやはり統一的一つの解釈が私は必要だと思ふのです。政府においては、こゝういふ場合、こゝういふ場合と例を列記して、これを指示するお考えがあらうまふかどうか。

○齋藤(昇)政府委員 できるだけ御不便をかけたなり、あるいは無用な磨擦を起さないように、こまかい点を書きまして、そうして府県及び市町村の公安委員の御参考のためにお知らせしたいと考えております。

○立花委員 警察法並びに集團デモ取締法ですが、これはやはり私は憲法違反に思ふのです。齋藤さんはさつきから金科玉條といふことを言つておられるが、私どもの集團デモ取締法等に対する金科玉條は、やはり憲法の中に求められなければいけないと思ふのです。齋藤さんの言つておられる金科玉條は、憲法の中においては、どういふ條項をさしておられるのか承りたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 憲法のどういふ條項をさしているかと言われまふと非常に困りますが、憲法に求めまふならば、私は憲法で保障をされておるもの、國民の幾多の自由を擁護するといふのは、警察の職責だと考へております。

○立花委員 自由にもいろ／＼ありますので、この集團デモの対象としたしまた憲法の條項はどれだといふことをお尋ねしたわけでありまふ。

○齋藤(昇)政府委員 その自由の中には、集團行進するといふ自由もありまふ。またその集團行進によつて公衆が危害を受けないう公衆側の自由もあると考へております。

○立花委員 そんなことは言つておりませんので、これの取締りの対象としております集團行進、會合、こゝういふものの憲法の中に保障されておりますところは、どこだといふふうにお考えになつておられるのか、それを承りたい。

○齋藤(昇)政府委員 憲法の二十一條とそれから十二條、十三條であると思ひます。

○立花委員 二十八條をお抜かしになりましたが、二十八條はどうなんですか。

○齋藤(昇)政府委員 これは当然だと思ひますが、二十八條は、勤労者の團結権を保障すると書いてありますので、団体的にいろ／＼行動するといふのは、ただいまあげた方が主であらうと思ひます。

○立花委員 二十八條は、「勤労者の團結する權利及び団体交渉その他の団体行動をする權利」とちやんと書いてありますので、これを受けまして労働組合法等労働關係法では労働者のストライキの權利、あるいは労働者のその他の団体行動の權利、これを認めておるわけなんです。これを一体どうなさるおつもりか。これに基いて労働者はストライキの場合に會合をやる、あるいはメーデーをやつておるわけなんです。これは取締りの対象でないといふ

のであれば、これは自由なことになるのですが、それでいいのですか。

○齋藤(昇)政府委員 この団体行動をする権利は何ら侵されないもので、この二十一條の集会、結社、言論、出版その他表現の自由を、どの程度保障するかということが問題であると考えます。

○立花委員 そこにやはりあなたの方の考への非常におかしい点があるので、憲法の最も重要な二十八條を抜かして考へている。これは労働者がリーダーをやり、ストライキのときに会合をやる権利を二十八條で保障しているのです。それをあなたは抜かしておられるのだから、抜かしてもらつてもつけないのだから、これは一体どうなんですか。

○齋藤(昇)政府委員 決して抜かしてはいるわけではありません。

○立花委員 ただいま言わなかつたじやありませんか、あなたは二十一條と十二條と十三條をあげただけで、二十八條はおあげにならなかつた。対象じやないと言われた。

○齋藤(昇)政府委員 二十一條は個人も団体もみな含んでおりますから、その方が私は包括的だと思つて申し上げたのです。

○立花委員 そうしたら憲法二十八條はいらないわけですか。二十一條のほかにつきり二十八條で労働者の団体行動の権利を認めているわけですか。特に戦後民主国家になつて、その推進力は働く者の団体行動であるという意味から、これは特に規定されているわけですか。しかもそれについては労働者の保護法である労働組合法その他の法律があつて、特にこれを認めているわけですか。その点がわからなければ警察官

の資格がないのですが、どうなんですか。

○齋藤(昇)政府委員 私はこれは労働者の団結権というものを、主としてであると考へております。

○立花委員 団結権だけじやない。さつき読みましたように、「団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利」と、はつきり書いてあるじやないですか。これを受けて労働関係法では労働者のストライキなり、労働者の団結行動を認めているのです。

○齋藤(昇)政府委員 私は決してこれを軽視するわけではありません。二十八條ももちろん尊重すべきで、ここに書いてある通りでございますが、この二十八條は二十一條をくぐつて、いわゆる集団行動の場合には出て来るということになつております。

○立花委員 くだくは申し上げませんが、それでしたら今お出しになつてい

る集団デモ取締法の対象には、二十八條の団体行動は入らないというふうに一ひつ確認しておきます。それから憲法にこういふふうにはつきり——あなた

は二十八條はあてはまらないというならそれはいいのですが、二十一條その他のデモあるいはその他の自由、これはいわば国民の固有の権利で、これに対しては当然保護育成されるべきもので、決してこういふような取締法で制限されるべきではないのですが、こういう点にこの法律の憲法違反の精神があると思ふ。その点をどう考へて

○齋藤(昇)政府委員 団結権あるいは団体行動でありまして、やはり公衆の身体、生命、財産の危険というものは、私は防護されなければならな

○立花委員 デモがどうして国民の身体生命財産を侵害するのです。それが武器を持ち、あるいは刑法等に規定する行為に当りますれば、それは刑法で取締ればいいので、デモ自体が国民の身体、生命、財産を侵害するとは、どこから出て参りません。

○齋藤(昇)政府委員 そういふ侵害するおそれのないものは、デモとして十分行い得るようになっていゝわけでございます。武器を持つたり、そういうことのないようにする保障の規定であります。

○立花委員 そういふことは銃砲火器取締なりいろ／＼な規定がありますし、あるいは破防法で取締らうとされておりますし、あるいは刑事特別法でやろうとされておりますので、デモ自体を取締りの対象にするということ

は、どこからも私は出て来ないと思ふ。

○齋藤(昇)政府委員 これはデモを取締ると申しますよりも、デモが秩序正しく行われることを確保するというこ

とを目的にいたしております。

○立花委員 そうではありません。これは明らかに今までの許可制であつた公安條例を上まわしまして、これは命令制なのです。あなたたちは京都の公安條例が許可制であるから憲法違反だ

という判決が出ておるというのを、何とかごまかそうとしてこれは届出制にすればいいのだといううな形で、今度届出制という形を表面上はとつておられますが、しかしこれは、その次には違存命令あるいは補正命令といううな命令によつて、デモを制限禁止しようというものなんです。これは明らかにデモ自体に対する一般的な制限なんです。一般的な命令なんです。届出

にしておいて、なぜ命令にしなければいけないか。届出の命令というばかなものはどこにもないので、こんな子供だましのようなことをやつて、実質上は憲法で保障された集団行為を禁止しようというのは、許可制よりもひどい、命令制じやないか。あなたさつき

から問題の起らないように、主催者と話し合ひするのだ、労働者と話し合ひするのだと言つておられますが、これは話し合ひじやありませんぞ、協議という言

葉じやありませんよ、命令ですよ。命令なんだ。しかもそれに従わなければ実力をもつてこれを解散せしめるといふのだから、これほどひどい憲法の権

利を侵害するものはないと思ふのです。京都の許可制に憲法違反の判決を、京都地方裁判所が下してあります

が、あゝいう許可制ですら憲法違反でありますのに、こういう命令制の集団デモ取締りになりますと、これは明らかに私は憲法違反だと思ふ。その点どう考へになりますか。

○齋藤(昇)政府委員 この法律は原則として集団示威運動は届出でやれる。しかしながら突如公衆の身体、生命、財産等に、明らかに危険がある、こういう場合に危険がないように、條件を事実上相談し、聞いて、その通り行われるならよろしいわけでありまして、聞かれない場合にはやむを得ず命令を出す、こういうことになつておるわけ

であります。しかし公衆の身体、生命、財産に危害を及ぼすおそれがきわめて明らかだという場合には、公衆の自由の擁護という立場から、かような措置もやむを得ない、こういうわけ

○立花委員 ここで「行進隊形、行進

隊列の区分等当該集団示威運動等の混乱防止に関する事項」というのが、違

守命令の中にあるわけですか。これが公衆の身体、生命、財産を明らかに脅かすことに対する保障なんですか。違守命令の項目に値するのですか。行

進の隊形まで命令を出す、これは市民の身体、生命、財産に何の關係あるのですか。さつきからあなたはとにかく憲法を金科玉條として尊重すると言つておられるのであります。行進の隊形が命令に従わなければこれを禁止する

なら、どこにデモの自由がある。行進の隊形が三列にならうと四列、五列にならうと、そんなことは自由じやないですか。どこにそれが都民の生命を脅かす危険があるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 行進がたとえ

十列、二十列となつて道路をばい占領して、押し進むといううな場合には、公衆の自由に著しく危険を生ずるおそれがあると私は考へます。

○立花委員 そのために道路交通取締法があるんじやないか、道路交通取締法は何のためにあるのですか。デモ等の隊形をなぜあなたたちは命令で縛らなければいけないのか。しかも命令に従わなければ実力で解散さすと言つておる。これはどつときりしたデモの制限はありませんし、これはどつときりした憲法の違反は私に思ふ。この点どうですか。

○齋藤(昇)政府委員 私は憲法違反にはならないと考へております。

○立花委員 あなたもお話になつたように、憲法の二十一條でも十三條でも十二條でも保障している基本的な自由なんです。特に二十八條では、労働者に対して特に憲法に一條を設けて、団

体行動の権利を認めておる。しかもそれについては労働関係法が、はつきりとそれを具体的に認めておるのです。その與えられた人権に対して、隊列が五列だから、三列だから、それを命令して聞かなければ禁止する、これが憲法違反でないか、一体どうして言えるのです。

○齋藤(昇)政府委員 隊列は三列はいかん、五列はいかんというわけではありません。道路交通状況等とにらみ合せて、やはり適当な隊列にするのが当然であらうと思います。

○立花委員 それならこれは削除したらよいと思います。道路交通取締法が、さつき言つたようにあるのだから、道路交通取締法に反則しない程度なら、隊列の問題なんかは問題にするのですか。なぜそれを命令の一事項として、ここに規定しなければいけないのですか。

○齋藤(昇)政府委員 道路交通取締法では事前にそういう事柄のないように措置ができないのであります。

○立花委員 それはそうだろう。人間が何列になつて歩こうと、そんなことは人間の自由なので、それが交通を實際阻害しなければ取締りの対象にならないことは当り前だ。人間が左を通つておつたのを右に通らうのさえたいへんなのに、何列の隊列でなければいけぬというのはおかしい。しかもこういうものが憲法違反じゃないというふうなことを言い出すのだ。憲法は今までの東條時代の、天皇が主権であり、日本の人民が奴隷であつた時代から、国民の基本的な自由が認められて、その一つとしてはつきりと集団行動の自由、デモの自由ということが

認められておるのです。これこそが日本の国を民主化する基本的な形なのです。基本的な力なのです。それを保護育成することこそ、法律の仕事であるのだが、それを今言つたように隊列まで命令で指示して、これに従わなければ実力で解散さすというに至つては、まことに言語道断だと思ふのですが、そういう明白なことでおわかりにならないのですか。知つておつてやつておられるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 たとえば道路交通取締法違反が必ず起るに違ひないというのに、それをほつておきまして、交通違反が起つたときに、そこでやるということの方が私は不親切だと考へるのであります。

○立花委員 それこそフアシストの論理なんだ。憲法の許しておる範囲で、あなたたちは仕事をしなければならぬ。特に国民の意思に従つてあなたたちは仕事をしなければならぬ。憲法がはつきりとこれは基本的な自由、基本的な権利なんだということを規定しておるのだ。それに対してあなたが独断で、明らかに交通違反の事項が起るというふうなことを決定して、それを命令の形で出すこと自体が、これはフアシズムなんだ。これは警察フアシズムなんだ。だからあなたたちはおこがましいことを言わずに、憲法が規定しており、労働組合法が規定しておることに従つてやればよいのです。

○齋藤(昇)政府委員 私は所見を異にしております。

○立花委員 デモの問題は非常に明白だから次に移ります。警察法の問題ですが、警視總監を任命することによりまして、任命料と申

しますか、どこに国家から警察の費用を支弁するといふ規定があるのですか。六十一條の二で全国の公安委員会に対して総理大臣が指示する場合に、国家の負担する費用はどうなるのですか。この場合はやつぱり指示料をお出しになるのであります。承つておきたいと思ふます。しかもこれは総理大臣が特別の指示を出して、自治体の警察に仕事をさせます場合には、当然これは国家が負担すべきものなんです。そうでありませんと、これは地方財政法の違反にもなるわけなんです。しかもこういう法律をおつくりになる場合には、地方財政委員会の意見も聞きにならないか、その点はいかになつておるのですか、その点はいかになつておるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 地方財政委員会の意見も聞いて、立案をいたした次第であります。

○立花委員 どういう意見なんですか。

○齋藤(昇)政府委員 さしつかえないといふことであります。

○立花委員 費用は一文も負担しないで、どういふ事態が起り、どういふ仕事を総理大臣が命じて、その費用は一切市町村が負担すべきで、国家は支弁しないといふことを、はつきりと地方財政委員会が認めたのです。いい、それが認めたか、はつきりしていただきたい。

○齋藤(昇)政府委員 別個には出さないが、平衡交付金として出すと、地方財政委員会の方は言つております。

○立花委員 あなたは平衡交付金というものを知つておられるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 若干は知つておるつもりであります。

○立花委員 それじゃどういふ形で出すのです。一般の警察に対する平衡交付金と、特に指示した場合の平衡交付金とは、どういふふうな形でわけておるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 それは地方財政委員会が適当に考へるといふことを言つておられますから……。

○立花委員 大分話が違つて来たのですが……。初めは出さないと……。を地方財政委員会が言つておると承知したのですが、特別に総理大臣が指示して仕事をさせた場合には、一般の平衡交付金で警察費に対する平衡交付金を出すそれ以外に、特別の支出をするといふことを、地方財政委員会が確約をしておられるわけですね。

○齋藤(昇)政府委員 市町村の警察におきまして、予想しなかつた費用が、巨額に上つたといふような場合には、平衡交付金で手直しをしておるわけでありまして、従つて指示があるかないにかかわらず、特別に費用がたかきいふたといふ場合には、その方法によつてやるという趣旨であります。

○立花委員 あなたの言葉だけでは私は信用できませんので、地方財政委員会のどういふ機関とどういふ話合いができておるか、これをひとつはつきり文書でお出し願ひたいのです。そうではありまじやんと、私も地方行政委員会といたしましては、――従来も警察の費用で地方がどん／＼困つております。その際に総理大臣がこれをやれ、あれをやれ、こゝろいつたふうでどんな仕事を押しつけられまして、その費用の裏づけについては、確たる政府の証言もないといふままでは、私もこの法律を通すことはできませんので、その点お約束になつたのならば、いつ、だれと、どういふことをはつきり約束したといふことを、文書でお出し願ひたいと思ふのですが、その点どうなんです。

○金光委員長 立花君、どうですか、その点はもういいでしょう。この問題は地方財政委員会も同意をされて、完全な了解に達しているさうですから……。

○立花委員 それをはつきりさしてくれと言ふのですよ。

○金光委員長 今齋藤長官からさういふお話がありましたから、それで御了解願ひます。

○立花委員 實際不明瞭きわまるじやないか。だから地方は今苦しんで、地方の警察の費用を出している。そのために借金をして、学校を建てる費用まで出して出している。どん／＼仕事を押しつける法律を出して来て、その費用をどうするといふ答弁ができないとは何たることですか。どうするのだ。責任をもつてこれは明らかにすべきことじやないか。私も地方から、あ

なたたちはあの法律を通したらしいけれども、あの費用はどうするのだと聞かれたら、どう答弁するか、答弁のしようがない。何か齋藤さんと地方財政委員会の方で話が合ったそうだと、言っておまかせますか。明確にしてください。

○齋藤(昇)政府委員 この指示によつて特に費用がかさむというところは私はないと思つております。警察権を行使するのに、どういふように行使をするのかという行使の仕方を指示するわけですから、別にこのために特に費用がかさむというところはないので、当然地方自治体警察がやるべき仕事のやり方について、指示をするにすぎないわけでありまして。しかしながらこの指示があるとなにかかわらず、事件が起つて、予想しない費用がかつたという場合には、平衡交付金で今までも地方財政委員会があんばいをしておりまして、そういう場合にもあんばいをする。地方財政委員会とは合議の手続を完全に済ましておりますので、文書で答弁をいたすのも、この席で速記録にとどめていただくのも、同じことだと考えております。

○立花委員 それではまた話が元にもどつて、出すのか出さないのか、わからなくなつたのですが、一体それはどうなんでしょうか。ここにも何も運営について指示するのになしに、「公安維持上必要な事項について、指示をすることが出来る」とはつきり書いてある。だから必要な仕事をやはり内閣総理大臣が地方の警察に対して指示をすることになつておる。仕事をすれば、費用がいくらかはあつたええなんです。いくら地方の警察官だつて飯を食わないで働

くことはできません。費用がいくらかあつたええです。その点どうなんでしょうか。

○齋藤(昇)政府委員 大して巨額の費用はいらないであらうということを示し上げておるわけでありまして。

○立花委員 巨額であらうとなかろうと、そんなことはやつてみなければわからないことで、法律をつくる以上は、巨額であらうと少額であらうと、その支出の面はつきりして行かなければ地方は安心ができない。そのことをほつたらかしてにおいて、法律だけつくればいい、地方の警察を総理大臣が掌握しさえすれば、それでいいのだというの、あまりに地方の実態を私は無視しておると思う。巨額でないというならば、どれくらいに見積つておられるのか。

○齋藤(昇)政府委員 費用は、警察費全体として、平衡交付金で財政をまかなつて行くと、地方財政委員会では言つておられるわけでありまして。

○立花委員 全体としての場合と、特に指示した場合とは、これはまつたく事態が違ふのです。全体であれば、地方が地方の責任において、地方の住民の選んだ自分たちの代表を通じて、自分たちが自分たちのために警察を動かすのだから、それに対して負担するのはあたりまえなんです。それとはまつたく無関係に、総理大臣がひよつと命令をして来て、ある仕事をさせられた場合の費用とは、これは全然別なんです。

○齋藤(昇)政府委員 平衡交付金で財政の収入と支出をバランスして、地方財政委員会が見られるということには、かわりがないと思ひます。

○立花委員 さいぜんから公安委員会の問題が問題になつておりますが、公安委員会の意見を聞かれたさうです。公安委員会ではどういふ意見であつたのか。午前中都市の公安委員長が来られまして、警察法には反対であるという。基本的な考え方が間違つておる。民主警察の方向でないということ。を、はつきり公安委員長は言つておられたのですが、あなたはどの公安委員にお会いになつて、どういふ答弁を得られたか承りたい。

○齋藤(昇)政府委員 先ほど答弁をいたしましたのは、集団示威運動等の秩序保持に関する法案について、私は申し上げたのであります。

○立花委員 だから警察法に対する公安委員会の意見を聞いておるのです。相談されなかつたか。

○齋藤(昇)政府委員 警察法につきましては、公に地方の公安委員会の意見は聞いておりません。

○立花委員 国家公安委員会はどうです。

○齋藤(昇)政府委員 国家公安委員会の意向は聞いております。

○立花委員 どういふ意見ですか。

○齋藤(昇)政府委員 青木公安委員がここで御説明になつたはずだと思ひます。

○立花委員 それから公安委員会と総理大臣との関係ですが、あなたはさつきから公安委員会と総理大臣は絶えず一体であるということをおつておられるのですが、これは一体ではないはずなんです。一体であつたら公安委員会はつくる必要はありませんので、総理大臣にまかしておいてはしかたがないから、特別に公安委員会というものをつ

くつたはずなんです。あなたはさうじやなしに、一体だと言つておられる。これは一体ではない、一体であつてはいけなから、一党一派を超越して時の政権から離れたところの公安委員会をつくる。特に議会の指名によつて公安委員会をつくるということになつておるはずなんです。これは一体ではないはずなんです。その点はどうなんですか。あなたの考え方は非常に混乱があると思う。決して一体ではないはずなんです。一体ではないがために特に公安委員会をつくる必要がある。この点どうなんですか。

○齋藤(昇)政府委員 物理的に一体ではないものが、いろいろ意見を吐き合つて、さうして結論的には一体的な結論が出るということとは私は非常に民主的な行き方だと考えております。

○立花委員 物理的に一体であるか一体でないかということをおつておるのではなしに、理論的に日本の警察は人民のための警察である、政府のための警察ではない。東條があの当時警察権を一手に掌握いたしましたように、時の権力者に警察権というものはまかしておくべきではない。そのために理論的に公安委員会を政府から一応独立した機関として設けてある。これは一体であつてはいけなから別体にしてある。私は物理的に一体のことを言つておりませんので、民主的公安委員会は別個でなければならぬ。そのために公安委員会があるはずなんです。なおあなたはさつきから総理大臣と公安委員会は、一体だと言つておりますが、大きな考え方の混乱があるのではない。民主警察の理念をお考えになつていないのではない。だからさういふ法案をお出しになるのではないかと思

うのですが、一体だということとは一体どういふことなんですか。

○齋藤(昇)政府委員 警察国家になるとか、あるいは警察法を濫用するとか、さういふような事柄が公安委員会があることによつて行われたいということとは、これは申し上げた通りであります。さういふ考えです。従いまして公安委員会の考え方と、純粹の意味の総理の考え方とは違ふものでないということをおし上げておきます。

○金光委員長 ほか質疑はありませんか。——なければ両案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

明日は両案に対する討論採決をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

昭和二十七年六月十八日印刷

昭和二十七年六月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁